

バーゼル条約・ バーゼル法の概要等

再生資源物を輸出入される方へ

1. バーゼル条約の概要

有害廃棄物の輸出時の許可制や事前通告制、不適正な輸出や処分行為が行われた場合の再輸入の義務等を規定した国際条約として、「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」(以下、「バーゼル条約」という。))が定められています(1992年5月発効)。我が国も1993年に同条約に加入し、その履行のための国内法として、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(以下、「バーゼル法」という。))を施行しています。

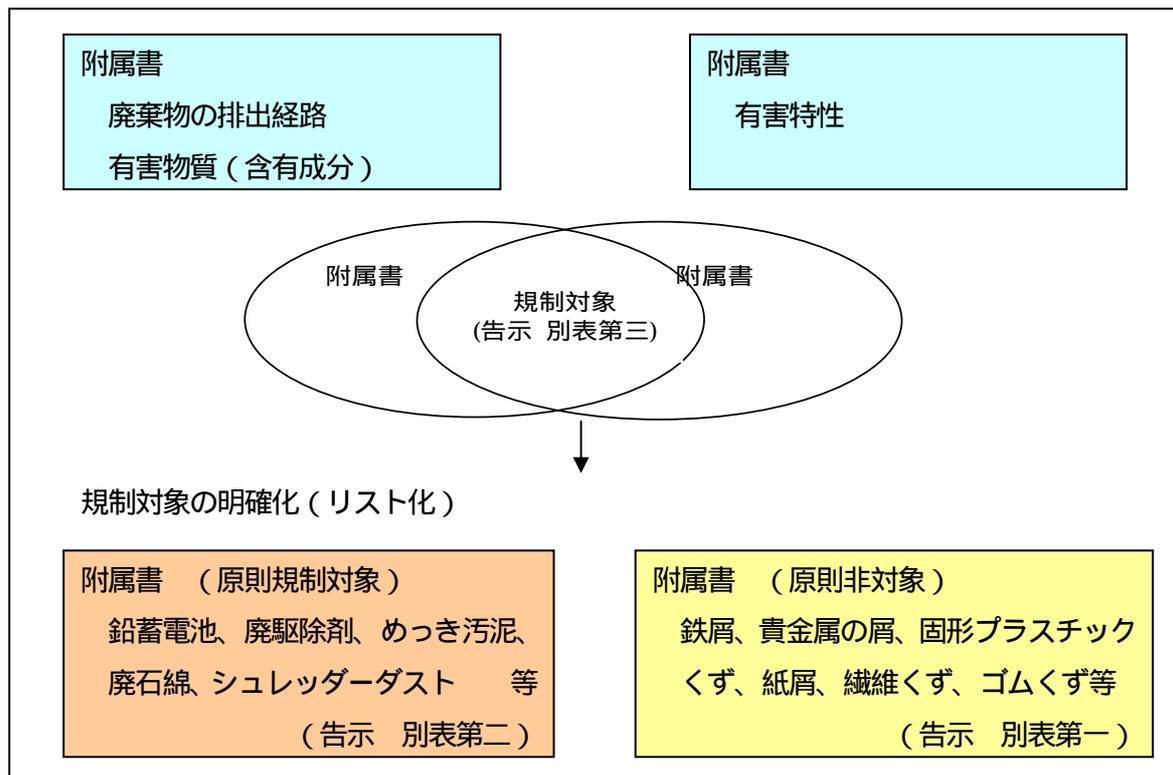
(1) 規制対象(有害廃棄物)の範囲

バーゼル条約では「有害廃棄物」としての規制対象物となるものを附属書 に掲げる処分がなされるものであって次に掲げるものであると規定しています。

- ア) 附属書 に掲げるいずれかの分類に属する廃棄物(附属書 に掲げるいずれの特性も有しないものを除く)
- イ) 附属書 に掲げるいずれかの分類に属する廃棄物
- ウ) 締約国の国内法令により有害とされている廃棄物

これらのことを具体的に示したリストが附属書 ・ です。附属書 には、原則として規制対象となるものが、附属書 には、原則として規制対象外となるものが示されています(図1)。

図1 バーゼル条約の規制対象物の考え方



(2) 手続き等

有害廃棄物の輸出は許可制となっており、輸出先で環境上適正な処分がされていないと判断される場合は、輸出国側で輸出を許可しないことになっています。また、輸出を行う前に、輸出先国等へ当該輸出の概要についての事前通告及び相手国からの同意を得なければなりません。

リサイクル目的で再生資源などを輸出入する場合は、バーゼル条約の規制対象となるか否か（「有害廃棄物」に該当するか否か）を判断する必要があります。

2. バーゼル法（国内法）の概要

バーゼル条約の附属書 ・ に対応して、バーゼル法においても「特定有害廃棄物等」として規制対象となるもの、規制対象外となるものを告示（「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物」）において具体的に示しています。原則として別表第一は規制の対象外となるもの、別表第二は規制の対象となるもののリストです。別表第一、別表第二に掲載されていないものについては、別表第三で判断します（図2）。

図2 バーゼル法の規制対象物の考え方

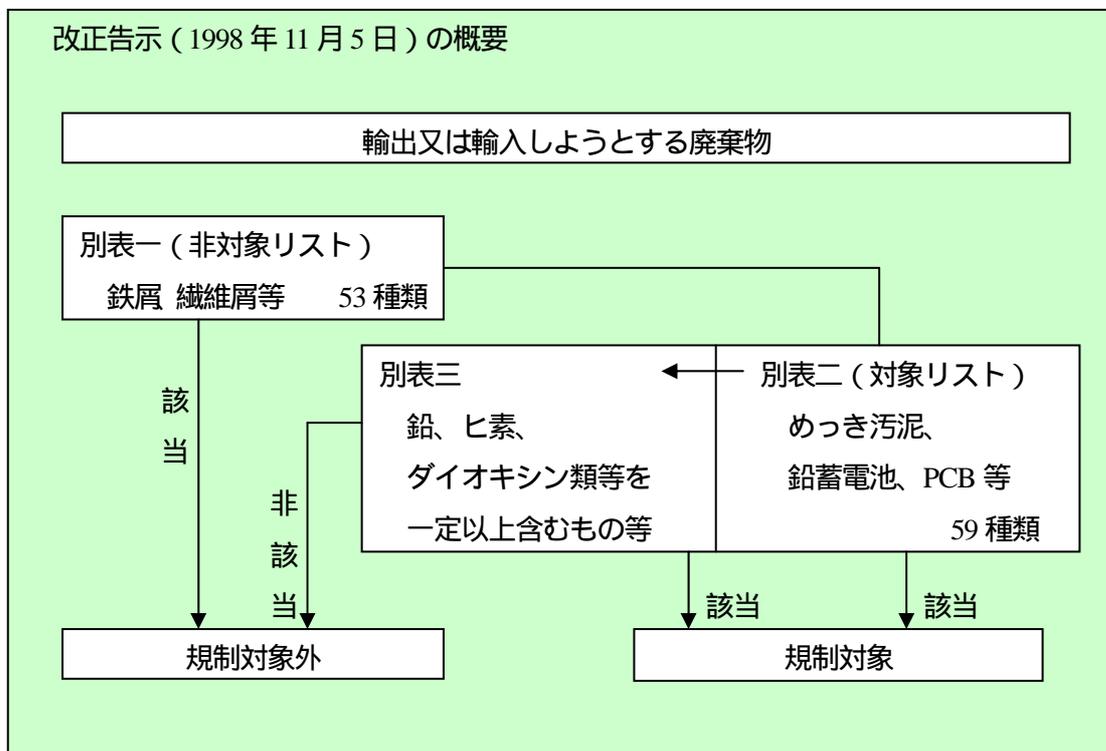


図3 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル国内法）

制定：1992年12月 施行：1993年12月	
定 義 「特定有害廃棄物等」	条約附属書 ・ 等に掲げる有害特性を有する廃棄物等若しくは家庭系の廃棄物又はこれらに類する有害廃棄物等（廃棄物だけでなく再生資源として利用される各種金属スクラップ等有価物を含むもの。）として条約の規定に基づき締約国が指定したもの。
基本的事項の公表	経済産業大臣及び環境大臣は、必要な基本的事項を定め、公表するものとする。
（輸出の承認）	（輸入の承認）
特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外為法に基づく輸出の承認を受ける。 環境大臣は、経済産業大臣から環境汚染を防止するため特に必要があるものについて、その申請の写しの送付を受け、環境保全上支障がない旨の確認を行い、経済産業大臣に通知する。 経済産業大臣は、環境大臣の通知を受けた後でなければ の承認をしてはならないものとする。	特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外為法に基づく輸入の承認を受ける。 環境大臣は、必要がある場合には経済産業大臣に対し意見を述べる事ができる。
（移動書類）	
特定有害廃棄物等を輸入する場合において、移動書類を携帯して運搬することを義務付けるとともに、輸入された特定有害廃棄物等の処分が完了した場合等において、その旨を輸入相手方、輸出国に通知するものとする。	
（措置命令）	
経済産業大臣及び環境大臣は、必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等を輸出したもの等に対し、当該特定有害廃棄物等の回収、処分他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 経済産業大臣及び環境大臣は、必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等（廃棄物を除く。）を輸入した者等に対し、当該特定有害廃棄物等を適正に処分することその他の必要な措置をとるべき事を命ずることができる。	

3. OECD 加盟国との間での輸出入

バーゼル条約附属書 B に掲げる処分作業（再生・回収作業）を行うために、OECD 加盟国間で、輸出又は輸入が行われる場合、その貨物が規制対象物であるかどうかの判断は、「経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の越境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令（平成 13 年環境省令第 41 号）」で判定されます。

4. 輸出入するときの手続き

一般的に、貨物を輸出入する場合、関税法に基づいた手続きが必要です。その際、他の法令の規定により、輸出又は輸入に関して許可、承認等を必要とするものは、その許可、承認等を受けていることを税関に証明しなくてはなりません。また、逆にこの許可、承認等を必要としないものであれば、そのことを示さなければいけません。

バーゼル法では、輸出入しようとする貨物が特定有害廃棄物等に該当する場合は、輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に基づき、経済産業大臣の承認を得なければならないと定めています。

そのため、スクラップ等の輸出入を行うためには、税関に申告するときに所要の手続き（証明）が必要です。

- ・ 特定有害廃棄物等に該当する場合... 経済産業大臣の承認を受けていることの証明
- ・ 特定有害廃棄物等に該当しない場合... 特定有害廃棄物等に該当しないことの証明

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）では、有害か無害かを問わず廃棄物処理法上の「廃棄物」に該当する物の貿易を規制しており、当該「廃棄物」を輸入する場合には環境大臣の許可を必要とし、これを輸出する場合には環境大臣の確認を必要としますのでご注意ください。

特定有害廃棄物等に該当しないことを証明するためのポイント

1. 分析結果等により客観的に有害性の有無が判断できる資料の提示
2. 輸出入後にリサイクルされることが判断できる資料（有償取引であること、輸出入後の処分者がリサイクル業者であること等を示す資料）の提示
3. 廃棄物処理法の廃棄物ではないことが判断できる資料の提示

パーゼル法の規制対象となるか否かについて<例>

例1.鉄くず

- (1) 鉄以外の金属やプラスチック等の異物が含まれていない場合
「別表第一（規制対象外リスト）」の一の項の第一号に該当（B1010）
規制対象外です。
- (2) 鉄以外の金属やプラスチック等の異物が含まれている場合
別表第三の第十七号から第四十一号に掲げているものに該当するかどうかを
分析等で確認する必要があります。該当する場合は規制対象ですから、所定
の手続きが必要です（図4、5）。

例2.シュレッダーダスト

- 「別表第二（規制対象リスト）」の三の項の第十二号に該当（A3120）
規制対象ですから、所定の手続きが必要です（図4、5）。

例3.電気/電子部品くず - 使用済みニッケル・カドミウム電池

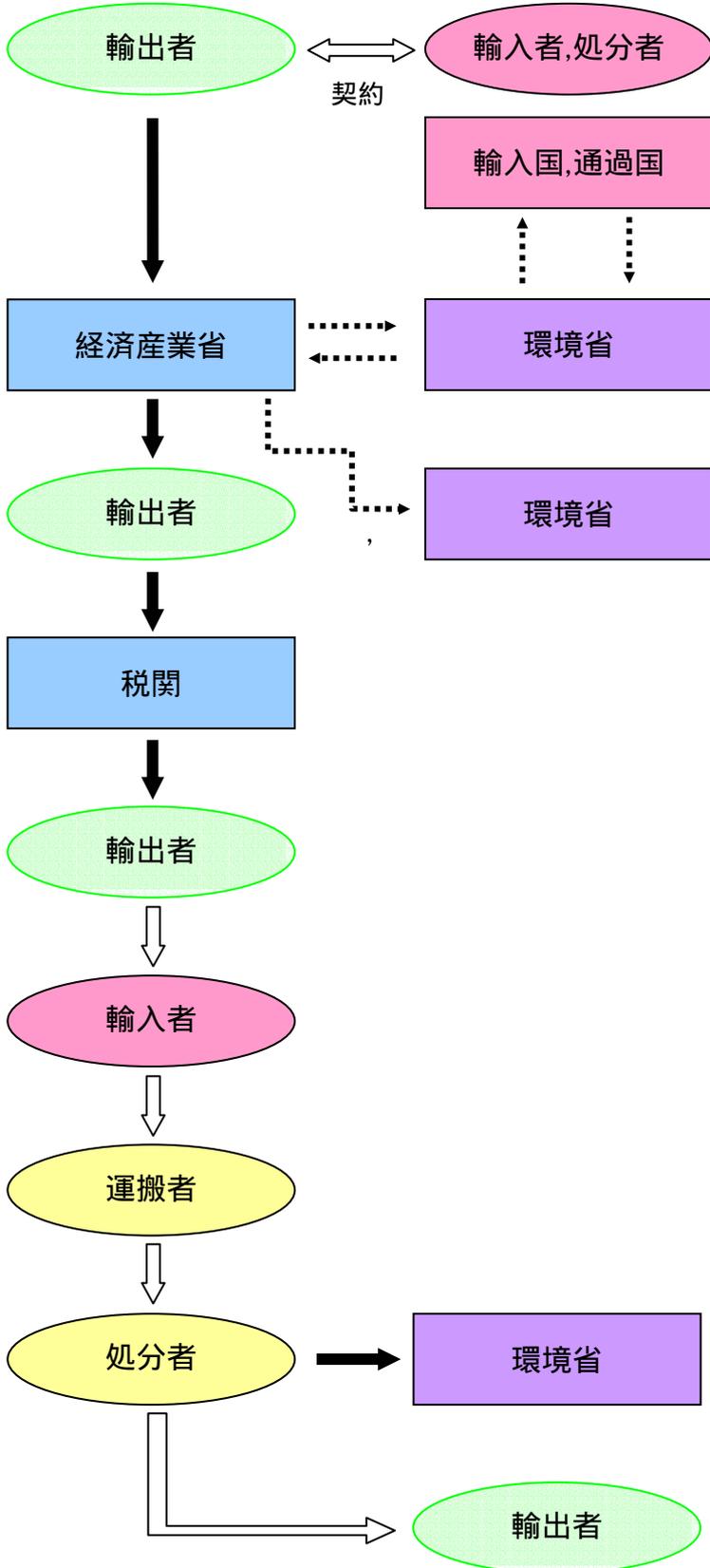
- 「別表第二（規制対象リスト）」の一の項の第十八号に該当（A1180）
規制対象ですから、所定の手続きが必要です（図4、5）。

例4.電気/電子部品くず - 廃パソコン

- (1) プラスチックくずだけの場合
電線、プリント基板を含んでおらず、プラスチックの材質が
「別表第一（規制対象外リスト）」の三の項の第一号に該当（B3010）
規制対象外です。
- (2) ブラウン管
「別表第二（規制対象リスト）」の二の項の第一号に該当（A2010）
規制対象ですから、所定の手続きが必要です（図4、5）。
- (3) プリント基板や電線が含まれている場合
「別表第二（規制対象リスト）」の一の項の第十八号に該当して
いるかどうか 別表第三の第十七号から第四十一号に掲げて
いるものに該当するかどうかを分析等で確認する必要があります。該当する場合は規制対象（A1180）ですから、所定の
手続きが必要です（図4、5）。



図4 輸出するときの手続き



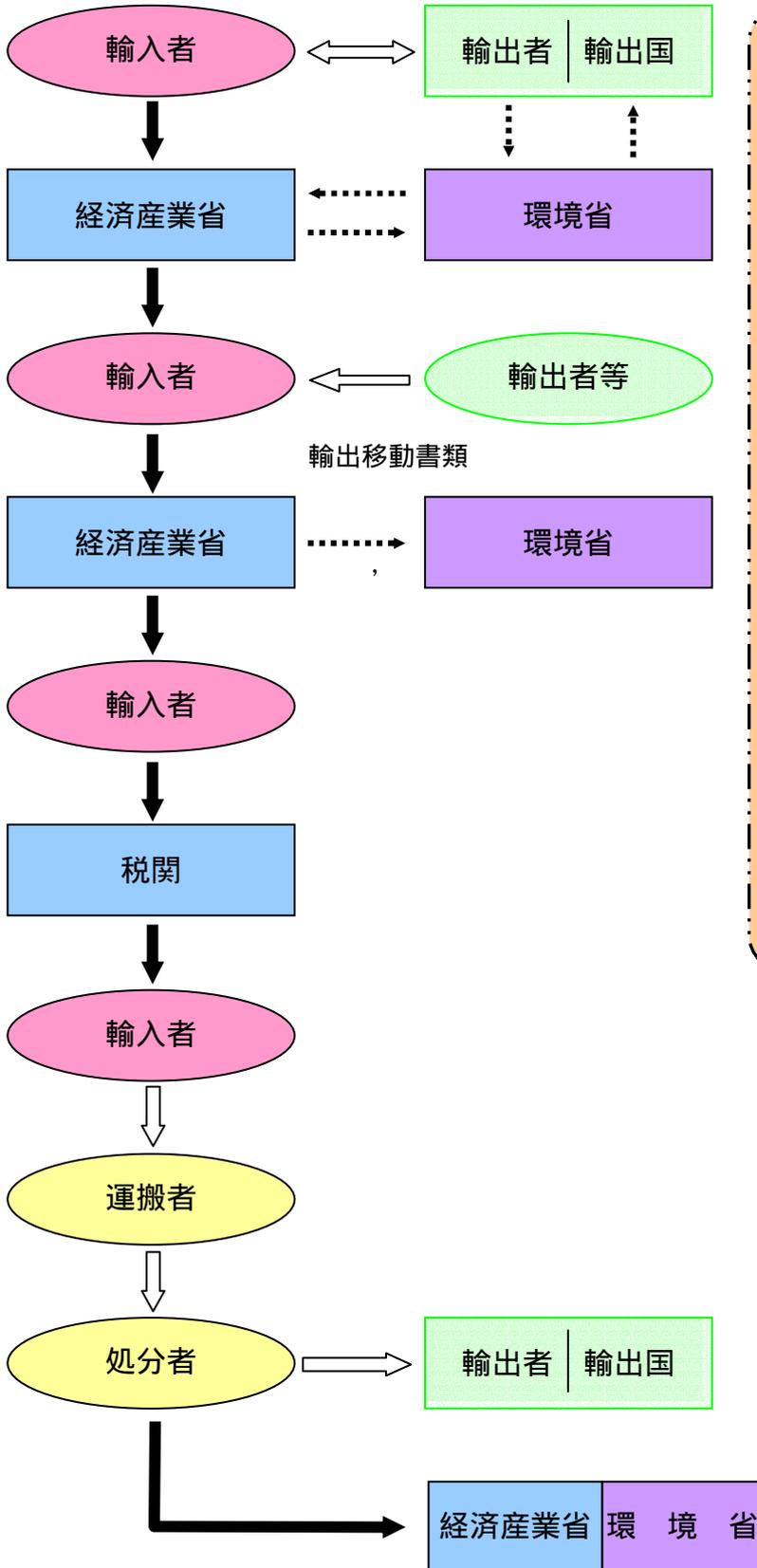
【輸出手続の流れ】

外為法に基づく輸出申請
 申請書類写し送付
 相手国へ通告
 回答の受領
 回答の送付
 外為法に基づく輸出承認
 輸出移動書類の交付
 輸出移動書類写しの送付
 関税法に基づく輸出申告
 関税法に基づく輸出許可
 引渡し及び移動書類携帯の義務
 処分完了の通知等

- ← 企業間のやり取り
- ← 企業と政府のやり取り
- ← 政府間のやり取り

税関で有害廃棄物でないことを主張する場合、有害性がないことを立証する必要があります。

図5 輸入するときの手続き



【輸入手続の流れ】

- 移動計画の通告
- 外為法に基づく輸入承認申請
- 通告の写しの送付
- 外為法に基づく輸入承認
- 輸入承認の通知
- 同意の回答
- 輸出移動書類
- 輸入移動書類の交付申請
- 輸入移動書類の交付
- 輸入移動書類写しの送付
- 関税法に基づく輸入申告
- 関税法に基づく輸入許可
- 引渡し及び両移動書類携帯の義務
- 処分完了の通知等の送付
- 処分完了の通知等の写し送付

- ← 企業間のやり取り
- ← 企業と政府のやり取り
- ← 政府間のやり取り

税関で有害廃棄物でないことを主張する場合、有害性がないことを立証する必要があります。

バーゼル条約への批准・加入等の状況

155 カ国と 1 機関 (EC) (2003 年 2 月現在)

【西欧その他】(27 カ国と 1 機関)

アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス

EC

【中東欧】(22 カ国)

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ジョージア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、モルドバ、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、ユーゴスラビア、マケドニア、ウクライナ

【中南米・カリブ諸島】(30 カ国)

アンティグア・バーブーダー、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・キッツ・ネーヴィス、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

【アジア太平洋】(40 カ国)

バーレーン、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、中華人民共和国、キプロス、インド、インドネシア、イラン、日本、ヨルダン、キリバス、クウェート、キルギスタン、レバノン、マレーシア、モルジブ、マーシャル諸島、ミクロネシア、モンゴル、ナウル、ネパール、オマーン、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、カタール、大韓民国、サモア、サウディ・アラビア、シンガポール、スリランカ、シリア、タイ、トルクメニスタン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ベトナム、イエメン

【アフリカ】(36 カ国)

アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、ケープベルデ、コモロ、コートジボワール、コンゴ、ジブチ、エジプト、赤道ギニア共和国、エチオピア、ガンビア、ギニア、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、セーシェル、南アフリカ、チュニジア、ウガンダ、タンザニア、ザンビア

国名にアンダーラインが付されている国は、OECD 加盟国です。

< 附属書 > (規制する廃棄物の分類)

【排出経路リスト】

- Y1 病院、医療センター、診療所における医療行為から生ずる医療廃棄物
- Y2 医薬品の製造、調剤から生ずる廃棄物
- Y3 廃医薬品
- Y4 駆除剤、植物用薬剤の製造、調合、使用から生ずる廃棄物
- Y5 木材保存用薬剤の製造、調合、使用から生ずる廃棄物
- Y6 有機溶剤の製造、調合、使用から生ずる廃棄物
- Y7 熱処理及び熱炭作業から生ずるシアン化合物を含む廃棄物
- Y8 当初に意図した使用に適しない廃鉱油
- Y9 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物の廃棄物
- Y10 PCB、PCT、PBB を含み又はこれらで汚染された廃棄物
- Y11 精製、蒸留又はあらゆる熱分解処理で生ずるタール状の残滓
- Y12 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー、ワニスの製造、調合、使用から生ずる廃棄物
- Y13 樹脂、ラテックス、可塑剤、接着剤の製造、調合、使用から生ずる廃棄物
- Y14 研究開発、教育活動から生ずる新規の廃化学物質で人や環境への影響が未知のもの
- Y15 この条約以外の法的規制の対象とされていない爆発性の廃棄物
- Y16 写真用化学薬品、現像剤の製造、調合、使用から生ずる廃棄物
- Y17 金属、プラスチックの表面処理から生ずる廃棄物
- Y18 産業廃棄物の処分作業から生ずる残滓

【有害物質リスト】

- Y19 金属カルボニル
- Y20 ベリリウム、ベリリウム化合物
- Y21 六価クロム化合物
- Y22 銅化合物
- Y23 亜鉛化合物
- Y24 ヒ素、ヒ素化合物
- Y25 セレン、セレン化合物
- Y26 カドミウム、カドミウム化合物
- Y27 アンチモン、アンチモン化合物
- Y28 テルル、テルル化合物
- Y29 水銀、水銀化合物
- Y30 タリウム、タリウム化合物
- Y31 鉛、鉛化合物
- Y32 フッ化カルシウムを除く無機フッ素化合物
- Y33 無機シアン化合物
- Y34 酸性溶液又は固体状の酸
- Y35 塩基性溶液又は固体状の塩基
- Y36 石綿（粉塵及び繊維状のもの）
- Y37 有機燐化合物
- Y38 有機シアン化合物
- Y39 フェノール、フェノール化合物（クロロフェノールを含む）
- Y40 エーテル
- Y41 ハロゲン化有機溶剤
- Y42 ハロゲン化されていない有機溶剤
- Y43 ポリ塩化ジベンゾフラン類
- Y44 ポリ塩化ジベンゾ-p-ジオキシン類
- Y45 上記以外の有機ハロゲン化合物

< 附属書 > (家庭ゴミ)

- Y46 家庭系廃棄物
- Y47 家庭系廃棄物の焼却灰

< 附属書 > (有害特性リスト)

- H1 爆発性
- H3 引火性の液体
- H4.1 可燃性の固体
- H4.2 自然発火しやすいもの
- H4.3 水と作用して引火性ガスを発生するもの
- H5.1 酸化性
- H5.2 有機過酸化物
- H6.1 急性毒性
- H6.2 感染性
- H8 腐食性
- H10 空気、水と作用して毒性ガスを発生する
- H11 慢性毒性、遅延性毒性
- H12 生態毒性
- H13 処分後上記の特性を有する浸出液等を生成するもの

< 附属書 > (規制する廃棄物の分類)

- | | |
|---|---|
| A. 最終処分目的 <ul style="list-style-type: none">D1 地中又は地上への投棄D2 土壌処理D3 地中深部への注入D4 表面貯留D5 特別に設計された処分場における埋立D6 海域以外の水域への投入D7 海洋投入D8 生物学的処理D9 物理化学的処理D10 陸上焼却D11 洋上焼却D12 永久保管D13 D1-D12 用の調合、混合D14 D1-D13 用の梱包D15 D1-D14 用の保管 | B. リサイクル目的 <ul style="list-style-type: none">R1 燃料、エネルギー回収R2 溶剤の回収、再生R3 有機物の再生、回収R4 金属の再生、回収R5 無機物の再生、回収R6 酸、塩基の再生R7 汚染除去のために使用した成分の回収R8 触媒の成分回収R9 廃油の精製再生R10 土壌改良R11 R1-R10 の残滓利用R12 R1-R11 用の交換R13 R1-R12 用の集積 |
|---|---|

別表第一 (原則として規制対象とならない物)

一	金属(金属化合物を含む。第十一号イ及び別表第二の一の項の第六号を除き、以下同じ。)又は金属を含む物であって次に掲げるもの	B1010			
	一 次に掲げる金属のくず(金属状であって飛散性を有しないものに限る。)				
	イ 貴金属(金、銀又はプラチナ族(いずれかの合金であるものを含む。))に限り、水銀(合金であるものを含む。)を除く。)のくず				
	ロ 鉄(合金であるものを含む。)のくず				
	ハ 銅(合金であるものを含む。)のくず				
	ニ ニッケル(合金であるものを含む。)のくず				
	ホ アルミニウム(合金であるものを含む。)のくず				
	ヘ 亜鉛(合金であるものを含む。)のくず				
	ト すず(合金であるものを含む。)のくず				
	チ タングステン(合金であるものを含む。)のくず				
	リ モリブデン(合金であるものを含む。)のくず				
	ヌ タンタル(合金であるものを含む。)のくず				
	ル マグネシウム(合金であるものを含む。)のくず				
	ヲ コバルト(合金であるものを含む。)のくず				
	ワ ビスマス(合金であるものを含む。)のくず				
	カ チタン(合金であるものを含む。)のくず				
	ヨ ジルコニウム(合金であるものを含む。)のくず				
	タ マンガン(合金であるものを含む。)のくず				
	レ ゲルマニウム(合金であるものを含む。)のくず				
	ソ バナジウム(合金であるものを含む。)のくず				
	ツ ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム又はガリウム(いずれかの合金であるものを含む。)のくず				
	ネ トリウム(合金であるものを含む。)のくず				
	ナ 希土類金属(合金であるものを含む。)のくず				
	二 次に掲げる金属のくずであって清浄なもの(薄板、板、角材、棒その他塊状のものであって、別表第三に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)		B1020		
	イ アンチモン(合金であるものを含む。)のくず				
	ロ ベリリウム(合金であるものを含む。)のくず				
	ハ カドミウム(合金であるものを含む。)のくず				
	ニ 鉛(合金であるものを含む。)のくず(別表第二の一の項の第十六号に掲げるものを除く。)				
ホ セレン(合金であるものを含む。)のくず					
ヘ テルル(合金であるものを含む。)のくず					
三 耐火性金属(残滓しであるものを含む。)のくず	B1030				
四 発電に用いられる部品のくず(別表第三第四十一号八に掲げる物(ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。))は又ポリ塩化テルフェニル(以下「PCT」という。))に係るものに限る。)に該当せず、かつ、潤滑油(別表第三第八号又は第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)を含まないものに限る。)		B1040			
五 非鉄金属の混合物から成る重量片のくず(別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)				B1050	
六 金属セレン又は金属テルルのくず(粉末状のものを含む。)				B1060	
七 銅又は銅合金であって飛散性のもの(別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)				B1070	
八 亜鉛を含む灰又は残滓し(亜鉛合金の残滓しを含む。)であって飛散性のもの(別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれにも該当しないもの又は別表第四の五の項の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を示すことのないものに限る。)				B1080	
九 電池(不良品であるものを除く。)のくず(別表第三第二十四号、第二十七号又は第二十九号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)				B1090	
十 金属の溶解、製錬又は精製に伴い生ずる金属を含む物であって次に掲げるもの				B1100	
イ ハードジンクスペルター					
ロ 亜鉛を含むドロスであって次に掲げるもの					
(1) 厚板の亜鉛めっきに伴いめっき槽の上部に生ずるドロス(亜鉛を九十重量パーセント以上含むものに限る。)					
(2) 厚板の亜鉛めっきに伴いめっき槽の下部に生ずるドロス(亜鉛を九十二重量パーセント以上含むものに限る。)					
(3) 亜鉛を用いたダイカスト操作に伴い生ずるドロス(亜鉛を八十五重量パーセント以上含むものに限る。)					
(4) 厚板の溶融亜鉛めっきに伴い生ずるドロス(パッチ操作に伴い生ずるものであって、亜鉛を九十二重量パーセント以上含むものに限る。)					
(5) 亜鉛のスキミング					
ハ アルミニウムのスキミング(ソルトスラグを除く。)					
ニ 銅の精錬に伴い生ずるスラグであって更に精錬するためのもの(別表第三第二十二号、第二十四号又は第二十九号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)					
ホ 銅の製錬に用いられる耐火性のライニング(るつぼを含む。)					
ヘ 貴金属の精錬に伴い生ずるスラグであって更に精錬するためのもの					
ト タンタル又はその化合物を含むすずスラグ(すずの含有量が〇・五重量パーセント未満のものに限る。)					
十一 電気部品又は電子部品であって次に掲げるもの					B1110
イ 金属のみから成る電子部品					
ロ プリント配線板その他の電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げるもの(第四号に掲げるものを除く。)					
(1) 別表第二の一の項の第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ(PCBを含むものに限る。)を構成部品として含まない物					
(2) 別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれにも該当しない物					
ハ プリント配線板、電子機器の構成部品、電線その他の電気部品又は電子部品のくずであって、直接再使用すること(修理又は改良を行うことにより再使用することを含み、大規模な再組立てを行うことにより再使用することを除く。)が予定されたもの					
十二 使用済みの触媒であって次に掲げるもの(液状のものを除く。)			B1120		
イ 遷移金属の触媒であって次のいずれかを含むもの(別表第二の一の項の第十四号に掲げるものを除く。)					
(1) スカンジウム					
(2) チタン					
(3) バナジウム					
(4) クロム					
(5) マンガン					
(6) 鉄					
(7) コバルト					
(8) ニッケル					
(9) 銅					
(10) 亜鉛					
(11) イットリウム					
(12) ジルコニウム					
(13) ニオブ					
(14) モリブデン					
(15) ハフニウム					
(16) タンタル					
(17) タングステン					
(18) レニウム					

	ロ 希土類金属の触媒であって次のいずれかを含むもの	
	(1) ランタン	
	(2) セリウム	
	(3) プラセオジウム	
	(4) ネオジウム	
	(5) サマリウム	
	(6) ユーロピウム	
	(7) ガドリニウム	
	(8) テルビウム	
	(9) ジスプロシウム	
	(10) ホルミウム	
	(11) エルビウム	
	(12) ツリウム	
	(13) イッテルビウム	
	(14) ルテチウム	
	十三 貴金属を含む使用済みの触媒であって清浄なもの	B1130
	十四 貴金属を含む固定状の残滓し(別表第三第三十一号に掲げる物に該当しないものに限る。)	B1140
	十五 飛散性を有し、かつ、液状でない貴金属(金、銀又はプラチナ族(いずれかの合金であるものを含む。))に限り、水銀(合金であるものを含む。))を除く。)であって、適切にこん包され、かつ、内容物を表示したもの	B1150
	十六 プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰(別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B1160
	十七 写真用フィルムの焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰	B1170
	十八 ハロゲン化銀又は銀を含む写真用フィルム	B1180
	十九 ハロゲン化銀又は銀を含む写真用印画紙	B1190
	二十 鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずる粒状スラグ	B1200
	二十一 鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずるスラグ(二酸化チタン又はバナジウムの原料となるスラグを含む。)	B1210
	二十二 亜鉛の製造に伴い生ずるスラグ(化学的に安定し、鉄を二十重量パーセント以上含み、主として建設用に加工されたものに限る。)	B1220
	二十三 鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずるミルスケール	B1230
	二十四 酸化銅のミルスケール	B1240
二	無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの	
	一 採掘作業に伴い生ずる物であって次に掲げるもの(飛散性を有しないものに限る。)	B2010
	イ 天然黒鉛	
	ロ 粘板岩(粗削りしてあるか否か又はのこぎりでひくことその他の方法により切断しているか否かを問わない。)	
	ハ 雲母	
	ニ 白榴りゆう石、ネフェリン又はネフェリンサイアナイト	
	ホ 長石	
	ヘ ほたる石	
	ト 固形状の珪けい素(鑄造操作で用いられるものを除く。)	
	二 カレットその他のガラスのくず(ブラウン管その他これに類するガラスのくずを除き、飛散性を有しないものに限る。)	B2020
	三 セラミックのくずであって次に掲げるもの(飛散性を有しないものに限る。)	B2030
	イ サーマットのくず	
	ロ セラミックファイバー(他の号、他の項及び別表第二に掲げるものを除く。)	
	四 前三号に掲げる物以外の無機物を主成分とする物であって次に掲げるもの	B2040
	イ 排煙脱硫石膏こう(精製されたものに限る。)	
	ロ 石膏こうボード(工作物の除去に伴い生ずるものに限る。)	
	ハ 銅の製造に伴い生ずるスラグ(化学的に安定し、鉄を二十重量パーセント以上含み、主として建設用又は研磨用に加工されたものに限る。)	
	ニ 固形状の硫黄	
	ホ カルシウムシアナミドの製造に伴い生ずる石灰(水素イオン濃度指数が九・〇未満のものに限る。)	
	ヘ 塩化ナトリウム、塩化カリウム又は塩化カルシウム	
	ト 炭化珪けい素	
	チ コンクリート	
	リ リチウム及びタンタル又はリチウム及びニオブを含むガラスのくず	
	五 石炭火力発電所から生ずる飛灰であって、別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれにも該当しないもの	B2050
	六 飲料水の処理又は食品工業若しくはビタミン類の製造の工程において使用された活性炭	B2060
	七 泥状のふっ化カルシウム	B2070
	八 化学工業の反応の過程から生ずる石膏こう(別表第二に掲げるものを除く。)	B2080
	九 石コークス又はピッチューメンから成る陽極端であって、鉄鋼又はアルミニウムの製造の過程において使用され、再生利用するために清浄にされたもの(塩化アルカリ電解及び治や金工業において使用されたものを除く。)	B2090
	十 アルミニウム水和物若しくは酸化アルミニウム又は酸化アルミニウムの製造に伴い生ずる残滓し(ガスの浄化、凝集及びろ過の過程において使用されたものを除く。)	B2100
	十一 赤泥(ポーキサイトの残滓しであって、水素イオン濃度指数が十一・五未満に調整されたものに限る。)	B2110
	十二 水素イオン濃度指数が二・〇を超え十一・五未満の液体(別表第三に掲げる物のいずれにも該当しないもの又は別表第四の八の項の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を示すことのないものに限る。)	B2120
三	有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの	
	一 次に掲げる固形状のプラスチック又はこれの混合物であって、再生利用するために調製されたもの(次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。)	B3010
	イ 重合体又は共重合体(ハロゲン化されていないものに限る。)のくずであって次に掲げるもの	
	(1) エチレンの重合体のくず	
	(2) スチレンの重合体のくず	
	(3) ポリプロピレンのくず	
	(4) ポリエチレンテレフタラートのくず	
	(5) アクリロニトリルの重合体のくず	
	(6) ブタジエンの重合体のくず	
	(7) ポリアセタールのくず	
	(8) ポリアミドのくず	
	(9) ポリブチレンテレフタラートのくず	
	(10) ポリカーボネートのくず	
	(11) ポリエーテルのくず	
	(12) ポリ硫化フェニレンのくず	
	(13) アクリルの重合体のくず	
	(14) アルカン(炭素数が十から十三までのものであって可塑剤であるものに限る。)の重合体のくず	
	(15) ポリウレタンのくず(クロロフルオロカーボン類を含まないものに限る。)	
	(16) ポリシロキサン(別名シリコーン)のくず	
	(17) ポリメチルメタクリラートのくず	
	(18) ポリビニルアルコールのくず	
	(19) ポリビニルブチラールのくず	
	(20) ポリビニルアセタート(別名酢酸ビニル樹脂)のくず	

	(21) (1)から(20)までに掲げる物以外の重合体又は共重合体(ハロゲン化されていないものに限る。)のくず	
	ロ 樹脂又は縮合体のくずであって次に掲げるもの(硬化されたものに限る。)	
	(1) 尿素ホルムアルデヒド樹脂(別名ユリア樹脂)のくず	
	(2) フェノールホルムアルデヒド樹脂(別名フェノール樹脂)のくず	
	(3) メラミンホルムアルデヒド樹脂(別名メラミン樹脂)のくず	
	(4) エポキシ樹脂のくず	
	(5) アルキド樹脂のくず	
	(6) ポリアミドのくず	
	ハ 製造されてから輸出又は輸入されるまでの間、使用されたことがないふっ素化重合体のくずであって次に掲げるもの	
	(1) パーフルオロエチレン プロピレン(別名FEP)のみから成るくず	
	(2) テトラフルオロエチレン パーフルオロプロピルビニルエーテル(別名PFA)のみから成るくず	
	(3) テトラフルオロエチレン パーフルオロメチルビニルエーテル(別名MFA)のみから成るくず	
	(4) ポリふっ化ビニル(別名PVF)のみから成るくず	
	(5) ポリふっ化ビニリデン(別名PVDF)のみから成るくず	
	二 紙、板紙又は紙製品であって次に掲げるもの(別表第三に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B3020
	イ さらにしていない紙若しくは板紙又はコルゲート加工をした紙若しくは板紙	
	ロ 紙又は板紙(主としてさらした化学パルプから製造したものに限り、全体を着色したものを除く。)	
	ハ 主として機械パルプから製造した紙又は板紙(例えば、新聞、雑誌その他これに類する印刷物)	
	ニ イから八までに掲げる物以外の物(ラミネート板紙及び分別されていないものを含む。)	
	三 繊維のくずであって次に掲げるもの	B3030
	イ 再生利用するために調製された絹のくず(操糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。)であって次に掲げるもの(絹のくず以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。)	
	(1) カード及びコムをしていない物	
	(2) (1)に掲げる物以外の物	
	ロ 羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず(糸くずを含み、反毛した繊維を除く。)であって次に掲げるもの	
	(1) 羊毛又は織獣毛のノイル	
	(2) 羊毛又は織獣毛のくず	
	(3) 粗獣毛のくず	
	ハ 綿のくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)であって次に掲げるもの	
	(1) 糸くず	
	(2) 反毛した繊維	
	(3) (1)及び(2)に掲げる物以外の物	
	ニ 亜麻のトウ又はくず	
	ホ 大麻(カナビス・サティヴァ)のトウ又はくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)	
	ヘ ジュートその他の紡織用靱じん繊維(亜麻、大麻及びラムーを除く。)のウ又はくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)	
	ト サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維のトウ又はくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)	
	チ ココヤシのトウ、ノイル又はくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)	
	リ アパカ(マニラ麻又はムサ・テクスティリス)のトウ、ノイル又はくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)	
	ヌ ラミーその他の植物性紡織用繊維のトウ、ノイル又はくず(糸くず及び反毛した繊維を含み、他の号、他の項及び別表第二に掲げるものを除く。)	
	ル 人造繊維のくず(ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。)であって次に掲げるもの	
	(1) 合成繊維製の物	
	(2) 再生繊維又は半合成繊維製の物	
	ヲ 中古の衣類その他の中古の繊維製品	
	ワ ねん糸、ひも、綱若しくはケーブルのぼろ又はくず(紡織用繊維のものに限る。)であって次に掲げるもの	
	(1) 分別された物	
	(2) (1)に掲げる物以外の物	
	四 ゴムのくずであって次に掲げるもの(ゴムのくず以外のものが付着し、又は混入しているものを除く。)	B3040
	(1) 硬質ゴム(例えば、エポナイト)のくず	
	(2) (1)に掲げる物以外の物(他の号、他の項及び別表第二に掲げるものを除く。)	
	五 天然コルク又は木材のくずであって次に掲げるもの	B3050
	イ 木材のくず(丸太状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結されてあるか否かを問わない。)	
	ロ 破碎し、粒にし、又は粉碎したコルクのくず	
	六 食品工業において生ずる物であって次に掲げるもの(病毒をうつしやすい物質を含むものを除く。)	B3060
	イ ぶどう酒かす	
	ロ 飼料用に供する種類の植物のくず又は植物性副産物であって乾燥又は殺菌されたもの(ペレット状であるか否かを問わないものとし、他の号、他の項及び別表第二に掲げるものを除く。)	
	ハ デグラス(脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理に伴い生ずる残滓)	
	ニ 骨又はホーンコアのくず(加工していないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し、又は脱膠こうしたものに限り、特定の形状に切ったものを除く。)	
	ホ 魚のくず	
	ヘ カカオ豆の殻、皮その他のくず	
	ト イから八までに掲げる物以外の物	
	七 次に掲げる物	B3070
	イ 人髪のくず	
	ロ わらくず	
	ハ ペニシリンの製造に伴い生ずる真菌類の菌糸体であって、飼料として用いられるもの(滅菌されたものに限る。)	
	八 ゴムの切片又はくず	B3080
	九 革製品の製造に適しない革又は合成皮革のくず(泥状のものを除き、動植物若しくはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、殺鼠剤、除草剤その他の薬剤(以下「駆除剤」という。)を含まないもの又は別表第三第十九号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B3090
	十 革のダスト、灰、汚泥又は粉(駆除剤を含まないもの又は別表第三第十九号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B3100
	十一 獣皮のくず(病毒をうつしやすい物質若しくは駆除剤を含まないもの又は別表第三第十九号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B3110
	十二 食品着色料から成る物	B3120
	十三 過酸化物を生成しない重合体エーテル又は単量体エーテル(別表第三第三十七号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B3130
	十四 空気タイヤ(条約附属書 Aに掲げる処分作業が予定されたものを除く。)	B3140
四	無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの	
	一 主として水性塗料、ラテックス塗料、インキ又は硬化ワニスから成る物であって、駆除剤を含まないもの又は別表第三第十七号から第二十九号まで、第三十八号及び第三十九号に掲げる物のいずれにも該当しないもの	B4010
	二 樹脂、ラテックス、可塑剤、糊又は接着剤(以下「樹脂等」という。)の製造、調合又は使用に伴い生ずる物であって、別表第三に掲げる物のいずれにも該当しないもの(例えば、水性のもの又はカゼイン澱でん粉、糊精、繊維素エーテル若しくはポリビニルアルコールを基剤とする糊)	B4020
	三 使用済みのレンズ付きフィルム(別表第二の一の項の第十六号又は第十七号に掲げる物を含まないものに限る。)	B4030

備考

- この表に掲げる物には、別表第三に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、別表第三に掲げる物のいずれかに該当することとなった物を含まないものとする。
- 下欄に掲げるものは、条約附属書 の番号である。

別表第二 (原則として規制対象となる物)

一	金属又は金属を含む物であって次に掲げるもの	
	一 次のいずれかの金属から成る物	A1010
	イ アンチモン(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号イに掲げるものを除く。)	
	ロ 砒素(合金であるものを含む。)	
	ハ ベリリウム(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ロに掲げるものを除く。)	
	ニ カドミウム(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ハに掲げるものを除く。)	
	ホ 鉛(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ニに掲げるものを除く。)	
	ヘ 水銀(合金であるものを含む。)	
	ト セレン(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ホ及び同項第六号に掲げるものを除く。)	
	チ テルル(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ヘ及び同項第六号に掲げるものを除く。)	
	リ タリウム(合金であるものを含む。)	
	二 次のいずれかを含む物(塊状の金属であるものを除く。)	A1020
	イ アンチモン又はアンチモン化合物	
	ロ ベリリウム又はベリリウム化合物	
	ハ カドミウム又はカドミウム化合物	
	ニ 鉛又は鉛化合物	
	ホ セレン又はセレン化合物(別表第一の一の項の第六号に掲げるものを除く。)	
	ヘ テルル又はテルル化合物(別表第一の一の項の第六号に掲げるものを除く。)	
三 次のいずれかを含む物	A1030	
イ 砒素又は砒素化合物		
ロ 水銀又は水銀化合物		
ハ タリウム又はタリウム化合物		
四 次のいずれかを含む物	A1040	
イ 金属カルボニル		
ロ 六価クロム化合物		
五 めっき汚泥	A1050	
六 金属の酸洗いに伴い生ずる液体	A1060	
七 亜鉛精錬の過程から生ずる浸出残滓し又はジャロサイト、赤鉄鉱等のダスト若しくは汚泥	A1070	
八 別表第一に掲げられていない亜鉛の残滓しであって、別表第三第二十四号又は第二十九号に掲げる物のいずれかに該当するもの	A1080	
九 絶縁した銅線の焼却に伴い生ずる灰	A1090	
十 銅の製錬所の排ガス処理設備から生ずるダスト又は残滓し	A1100	
十一 銅の電解精錬又は電解採取工程に伴い生ずる使用済みの電解液	A1110	
十二 銅の電解精錬又は電解採取工程における電解液の浄化に伴い生ずる汚泥(陽極スライムを除く。)	A1120	
十三 溶解した銅を含む使用済みのエッチング溶液	A1130	
十四 塩化第二銅又はシアン化銅触媒	A1140	
十五 プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰(別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	A1150	
十六 鉛蓄電池(破碎されているか否かを問わない。)	A1160	
十七 分別されていない電池(別表第一の一の項の第九号に掲げる電池のみの混合物を除く。)	A1170	
十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当するもの		
十八 電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げるもの(別表第一の一の項の第四号に掲げるものを除く。)	A1180	
イ 第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ(PCBを含むものに限る。)を構成部品として含む物		
ロ 別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当する物		
二 無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの		
一 ブラウン管その他これに類するガラスのくず	A2010	
二 液状又は泥状の無機ふっ素化合物(別表第一の二の項の第七号に掲げるものを除く。)	A2020	
三 触媒(別表第一の一の項の第十二号及び第十三号並びに一の項の第十四号に掲げるものを除く。)	A2030	
四 化学工業の反応の過程から生ずる石膏こうであって、別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当するもの	A2040	
五 石綿(粉じん又は繊維状のものに限る。)	A2050	
六 石炭火力発電所から生ずる飛灰であって、別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当するもの	A2060	
三 有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物		
一 石油コークス又はピッチューメンの製造又は処理に伴い生ずる物	A3010	
二 当初に意図した使用に適しない鉱油	A3020	
三 鉛アンチノック剤を含む物	A3030	
四 熱交換用媒体として使用された液体	A3040	
五 樹脂等の製造、調合又は使用に伴い生ずる物(別表第一の四の項の第二号に掲げるものを除く。)	A3050	
六 ニトロセルロース	A3060	
七 液状又は泥状のフェノール又はフェノール化合物(クロロフェノールを含む。)	A3070	
八 エーテル類(別表第一の三の項の第十三号に掲げるものを除く。)	A3080	
九 革のダスト、灰、汚泥又は粉(駆除剤を含むもの又は別表第三第十九号に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	A3090	
十 革製品の製造に適しない革又は合成皮革のくず(駆除剤を含むもの又は別表第三第十九号に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	A3100	
十一 獣皮のくず(病毒をうつしやすい物質若しくは駆除剤を含むもの又は別表第三第十九号に掲げる物に該当するものに限る。)	A3110	
十二 シュレッダーダスト	A3120	
十三 有機燐りん化合物	A3130	
十四 有機溶剤(ハロゲン化されたものを除く。)	A3140	
十五 ハロゲン化された有機溶剤	A3150	
十六 有機溶剤の回収作業に伴い生ずる非水溶性の蒸留残滓し	A3160	
十七 ハロゲン化された脂肪族炭化水素の製造に伴い生ずる物(クロロメタン、ジクロロエタン、塩化ビニル、塩化ビニリデン、塩化アリル、エビクロロヒドリン等)	A3170	
十八 PCB、PCT、ポリ塩化ナフタレン(別名PCN)又はポリ臭化ビフェニル(以下「PBB」という。)若しくはこれらに類するポリ臭化化合物を五十ppm以上含む物	A3180	
有機物の精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタール状の残滓し(アスファルトセメントを除く。)	A3190	
四 無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの		
一 医薬品の製造、調剤又は使用に伴い生ずる物(別表第一の三の項の第七号八に掲げるものを除く。)	A4010	
二 医療又はこれに関連する行為に伴い生ずる物(医療、看護、歯科治療、獣医科治療若しくはこれらに類する行為に伴い生ずるもの又は患者の検査若しくは治療若しくは研究に伴い病院その他の施設から生ずるものに限る。)	A4020	
三 駆除剤若しくは植物の生理機能の増進若しくは抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤(以下「植物用薬剤」という。)の製造、調合若しくは使用に伴い生ずる物又は殺虫剤若しくは除草剤であって、不良品であるもの、製造者が定める使用期間内に使用されなかったもの若しくは当初に意図した使用に適しないもの	A4030	
四 木材保存のために用いられる防腐剤、防虫剤その他の薬剤(以下「木材保存用薬剤」という。)の製造、調合又は使用に伴い生ずる物	A4040	
五 次に掲げる物	A4050	
イ 無機シアン化合物を含む物(別表第一の一の項の第十四号に掲げるものを除く。)		
ロ 有機シアン化合物を含む物		

六 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物	A4060
七 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー又はワニス(以下「インキ等」という。)の製造、調合又は使用に伴い生ずる物(別表第一の四の項の第一号に掲げるものを除く。)	A4070
八 爆発性を有する物(別表第一に掲げる物及び火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の適用のあるものを除く。)	A4080
九 酸性又は塩基性の液体(別表第一の二の項の第十二号に掲げるものを除く。)	A4090
十 ばい煙処理施設から生ずる物(別表第一の二の項の第四号イに掲げるものを除く。)	A4100
十一 次のいずれかを含む物	A4110
イ ポリ塩化ジベンゾフラン類	
ロ ポリ塩化ジベンゾジオキシン類	
十二 過酸化物を含む物	A4120
十三 包装又は容器(別表第三に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	A4130
十四 化学薬品(不良品であるもの又は製造者が定める使用期間内に使用されなかったものに限る。)	A4140
十五 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない、又は新規の化学物質であって、人の健康又は生活環境に及ぼす影響が未知のもの	A4150
十六 使用済みの活性炭(別表第一の二の項の第六号に掲げるものを除く。)	A4160

備考

- この表に掲げる物には、別表第三に掲げる物のいずれにも該当しない物を含まないものとする。
- 下欄に掲げるものは、条約附属書 の番号である。

別表第三 (規制対象となる物)

一 病院、診療所、老人保健施設、助産所又は獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設における医療行為若しくは検査又は衛生検査所における検査から生ずる物
二 次に掲げる物 イ 医薬品の製造又は輸入に伴い生ずる物 ロ 販売又は授与の目的で行う医薬品の調剤に伴い生ずる物
三 廃医薬品
四 次に掲げる物 イ 駆除剤又は植物用薬剤の製造又は輸入に伴い生ずる物 ロ 販売又は授与の目的で行う駆除剤又は植物用薬剤の調合に伴い生ずる物 ハ 駆除剤又は植物用薬剤の販売又は使用に伴い生ずる物
五 次に掲げる物 イ 木材保存用薬剤の製造又は輸入に伴い生ずる物 ロ 販売又は授与の目的で行う木材保存用薬剤の調合に伴い生ずる物 ハ 木材保存用薬剤の販売又は使用に伴い生ずる物
六 次に掲げる物 イ 有機溶剤の製造又は輸入に伴い生ずる物 ロ 販売又は授与の目的で行う有機溶剤の調合に伴い生ずる物 ハ 有機溶剤の販売又は使用に伴い生ずる物
七 当初に意図した使用に適しない鉱油
八 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物
九 精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタール状の残滓
十 次に掲げる物 イ インキ等の製造又は輸入に伴い生ずる物 ロ 販売又は授与の目的で行うインキ等の調合に伴い生ずる物 ハ インキ等の販売又は使用に伴い生ずる物
十一 次に掲げる物 イ 樹脂等の製造又は輸入に伴い生ずる物 ロ 販売又は授与の目的で行う樹脂等の調合に伴い生ずる物 ハ 樹脂等の販売又は使用に伴い生ずる物
十二 次に掲げる施設における研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない、又は新規の化学物質であって、人の健康及び生活環境に及ぼす影響が未知のもの イ 国又は地方公共団体の試験研究機関 ロ 大学、短期大学及び高等専門学校並びにその附属試験研究機関 ハ 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う試験研究所
十三 爆発性を有する物(火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の適用のあるものを除く。)
十四 次に掲げる物 イ 感光乳剤、現像薬、定着薬、補力剤、減力剤、調色剤、洗浄剤その他の写真用化学薬品及び写真用の物品(以下「写真用化学薬品等」という。)の製造又は輸入に伴い生ずる物 ロ 販売又は授与の目的で行う写真用化学薬品等の調合に伴い生ずる物 ハ 写真用化学薬品等の販売又は使用に伴い生ずる物
十五 金属又はプラスチックの表面処理に伴い生ずる物
十六 事業活動に伴い生ずる物について条約附属書 に掲げる処分作業が行われることにより生ずる物
十七 金属カルボニルを含む物であって次に掲げるもの イ 鉄カルボニル、ニッケルカルボニル又はメチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニルを〇・一重量パーセント以上含む物 ロ イに掲げる金属カルボニル以外の金属カルボニルを含む物
十八 ベリリウム又はベリリウム化合物を含む物であって次に掲げるもの イ ベリリウム、塩化ベリリウム、酸化ベリリウム、硝酸ベリリウム、水酸化ベリリウム、ふっ化ベリリウム又は硫酸ベリリウムを〇・一重量パーセント以上含む物 ロ イに掲げるベリリウム化合物以外のベリリウム化合物を含む物
十九 六価クロム化合物を含む物であって次に掲げるもの イ 塩化クロミル、クロム酸、クロム酸亜鉛、クロム酸亜鉛カリウム、クロム酸カリウム、クロム酸カルシウム、クロム酸銀、クロム酸ストロンチウム、クロム酸ナトリウム、クロム酸鉛、クロム酸バリウム、クロム酸ビスマス、クロム硫酸、三酸化クロム、重クロム酸アンモニウム、重クロム酸カリウム、重クロム酸ナトリウム又は硫酸モリブデン酸クロム酸鉛を〇・一重量パーセント以上含む物 ロ イに掲げる六価クロム化合物以外の六価クロム化合物を含む物 ハ 条約附属書 のD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの (1) 固形状であって、平成三年環境庁告示第四十六号(以下「土壤環境基準告示」という。)別表の環境上の条件(六価クロムに係るものに限る。)に適合しない物 (2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総理府令、通商産業省令第二号)第六条の二に規定する要件(六価クロムに係るものに限る。)に該当する物 ニ ハに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの (1) 固形状であって、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和四十八年総理府令第五号。以下「産業廃棄物判定基準令」という。)別表第三に掲げる基準(六価クロム化合物に係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であって、排水基準を定める総理府令(昭和四十六年総理府令第三十五号。以下「排水基準令」という。)別表第一に掲げる基準(六価クロム化合物に係るものに限る。)に適合しない物
<p>二十 銅化合物を含む物であって次に掲げるもの</p> <p>イ アセト亜砒ひ酸銅、N・N' エチレンビス(サリチリデンアミナト)銅()、塩化第一銅、塩化第二銅、シアン化銅、シアン化銅ナトリウム、銅エチレンジアミン、砒ひ酸銅又は硫酸銅を〇・一重量パーセント以上含む物</p> <p>ロ 塩化第二銅二アンモニウム、塩化第二銅カリウム、酢酸第二銅、シアン化銅カリウム、硝酸銅、炭酸銅、チオシアン酸第一銅、ピロリン酸第二銅、ふっ化第二銅又はよう化第一銅を一重量パーセント以上含む物</p> <p>ハ イ及びロに掲げる銅化合物以外の銅化合物を含む物</p> <p>ニ 条約附属書 のR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物(固形状のものに限る。)であって、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(銅に係るものに限る。)に適合しないもの</p>
<p>二十一 亜鉛化合物を含む物であって次に掲げるもの</p> <p>イ 亜ジチオン酸亜鉛、亜砒ひ酸亜鉛、塩化亜鉛、シアン化亜鉛又は砒ひ酸亜鉛を〇・一重量パーセント以上含む物</p> <p>ロ 塩素酸亜鉛、過酸化亜鉛、過マンガン酸亜鉛、クロム酸亜鉛、珪けいふっ化亜鉛、酢酸亜鉛、ジエチル亜鉛、ジメチル亜鉛、蔞酸しゅう亜鉛、臭素酸亜鉛、硝酸亜鉛、チオシアン酸亜鉛、ピロリン酸亜鉛、ふっ化亜鉛、メチルジオカルバミン酸亜鉛、硫酸亜鉛、燐りん化亜鉛又は燐りん酸亜鉛を一重量パーセント以上含む物</p> <p>ハ イ及びロに掲げる亜鉛化合物以外の亜鉛化合物を含む物</p>
<p>二十二 砒ひ素又は砒ひ素化合物を含む物であって次に掲げるもの</p> <p>イ 砒ひ素、アセト亜砒ひ酸銅、亜砒ひ酸亜鉛、亜砒ひ酸カルシウム、亜砒ひ酸銀、亜砒ひ酸ストロンチウム、亜砒ひ酸第二鉄、亜砒ひ酸銅、亜砒ひ酸ナトリウム、亜砒ひ酸鉛、アルキル砒ひ素化合物、エチルジクロロアルシン、カコジル酸、カコジル酸ナトリウム、五酸化二砒ひ素、五ふっ化砒ひ素、三塩化砒ひ素、三酸化砒ひ素、三臭化砒ひ素、酸性砒ひ素マンガ、三ふっ化砒ひ素、ジフェニルアミンクロロアルシン、ジフェニルクロロアルシン、バイナジン、砒ひ酸、砒ひ酸亜鉛、砒ひ酸アンモニウム、砒ひ酸カリウム、砒ひ酸カルシウム、砒ひ酸水素二ナトリウム、砒ひ酸石灰、砒ひ酸第一鉄、砒ひ酸第二水銀、砒ひ酸第二鉄、砒ひ酸銅、砒ひ酸ナトリウム、砒ひ酸鉛、砒ひ酸マグネシウム、ふっ化砒ひ酸石灰、ベンゼンアルソンサン、メタ亜砒ひ酸カリウム、メタ亜砒ひ酸ナトリウム、メタンアルソン酸カルシウム、メタンアルソン酸鉄、四硫化四砒ひ素、硫化第一砒ひ素又は硫化第二砒ひ素を〇・一重量パーセント以上含む物</p> <p>ロ イに掲げる砒ひ素化合物以外の砒ひ素化合物を含む物</p> <p>ハ 条約附属書 のD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 固形状であって、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(砒ひ素に係るものに限る。)に適合しない物</p> <p>(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(砒ひ素及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物</p> <p>ニ ハに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(砒ひ素又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物</p> <p>(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(砒ひ素及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物</p>
<p>二十三 セレン又はセレン化合物を含む物であって次に掲げるもの</p> <p>イ セレン、亜セレン酸ナトリウム、塩化セレンニル、塩化セレン、セレン酸、セレン酸ナトリウム、二酸化セレン、二硫化セレン又は硫セレン化カドミウムを〇・一重量パーセント以上含む物</p> <p>ロ 亜セレン酸、亜セレン酸バリウム又はセレン化鉄を一重量パーセント以上含む物</p> <p>ハ イ及びロに掲げるセレン化合物以外のセレン化合物を含む物</p> <p>ニ 条約附属書 のD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 固形状であって、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(セレンに係るものに限る。)に適合しない物</p> <p>(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(セレン及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物</p> <p>ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(セレン又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物</p> <p>(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(セレン及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物</p>
<p>二十四 カドミウム又はカドミウム化合物を含む物であって次に掲げるもの</p> <p>イ カドミウム、塩化カドミウム、酢酸カドミウム、酸化カドミウム、シアン化カドミウム、臭化カドミウム、ジメチルカドミウム、硝酸カドミウム、水酸化カドミウム、ステアリン酸カドミウム、炭酸カドミウム、よう化カドミウム、ラウリン酸カドミウム、硫酸カドミウム、硫化カドミウム又は硫セレン化カドミウムを〇・一重量パーセント以上含む物</p> <p>ロ イに掲げるカドミウム化合物以外のカドミウム化合物を含む物</p> <p>ハ 条約附属書 のD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 固形状であって、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(カドミウムに係るものに限る。)に適合しない物</p> <p>(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(カドミウム及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物</p> <p>ニ ハに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(カドミウム又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物</p> <p>(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(カドミウム及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物</p>
<p>二十五 アンチモン又はアンチモン化合物を含む物であって次に掲げるもの</p> <p>イ アンチモン酸ナトリウム、アンチモン酸鉛、五塩化アンチモン、五酸化アンチモン、五ふっ化アンチモン、三塩化アンチモン、三酸化アンチモン、酸性ピロアンチモン酸カリウム、三ふっ化アンチモン、酒石酸アンチモンニルカリウム、乳酸アンチモン又はメタアンチモン酸ナトリウムを〇・一重量パーセント以上含む物</p> <p>ロ アンチモンを一重量パーセント以上含む物</p> <p>ハ イ及びロに掲げるアンチモン化合物以外のアンチモン化合物を含む物</p>
<p>二十六 テルル又はテルル化合物を含む物であって次に掲げるもの</p> <p>イ テルル、ジエチルテルル又はジメチルテルルを一重量パーセント以上含む物</p> <p>ロ イに掲げるテルル化合物以外のテルル化合物を含む物</p>
<p>二十七 水銀又は水銀化合物を含む物であって次に掲げるもの</p> <p>イ 水銀、安息香酸第二水銀、塩化エチル水銀、塩化第一水銀、塩化第二水銀、塩化第二水銀アンモニウム、塩化メチル水銀、オキシシアン化第二水銀、オレイン酸第二水銀、グルコン酸第二水銀、酢酸第二水銀、サリチル酸第一水銀、酸化第二水銀、シアン化第二水銀、シアン化第二水銀カリウム、ジエチル水銀、ジメチル水銀、臭化第二水銀、硝酸第一水銀、硝酸第二水銀、水酸化フェニル水銀、チオシアン酸第二水銀、砒ひ酸第二水銀、よう化第二水銀、よう化第二水銀カリウム、雷こう、硫化第二水銀、硫酸第一水銀又は硫酸第二水銀を〇・一重量パーセント以上含む物</p> <p>ロ 核酸水銀、酢酸第一水銀、酢酸フェニル水銀、硝酸フェニル水銀又はチメロサルを一重量パーセント以上含む物</p> <p>ハ イ及びロに掲げる水銀化合物以外の水銀化合物を含む物</p> <p>ニ 条約附属書 のD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 固形状であって、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(総水銀又はアルキル水銀に係るものに限る。)に適合しない物</p> <p>(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物又はアルキル水銀化合物に係るものに限る。)に該当する物</p> <p>ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(アルキル水銀化合物及び水銀又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物</p> <p>(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物並びにアルキル水銀化合物に係るものに限る。)に適合しない物</p>
<p>二十八 タリウム又はタリウム化合物を含む物であって次に掲げるもの</p> <p>イ 塩素酸タリウム、酢酸タリウム、酸化タリウム、臭化タリウム、硝酸タリウム、よう化タリウム又は硫酸タリウムを〇・一重量パーセント以上含む物</p> <p>ロ タリウムを一重量パーセント以上含む物</p> <p>ハ イ及びロに掲げるタリウム化合物以外のタリウム化合物を含む物</p>
<p>二十九 鉛又は鉛化合物を含む物であって次に掲げるもの</p> <p>イ 鉛、アジ化鉛、亜砒ひ酸鉛、一酸化鉛、塩化鉛、塩基性珪けい酸鉛、過塩素酸鉛、クロム酸鉛、珪けい酸鉛、酢酸鉛、三塩基性硫酸鉛、シアナミド鉛、四アルキル鉛、シアン化鉛、四酸化三鉛、硝酸鉛、水酸化鉛、スチフニン酸鉛、ステアリン酸鉛、炭酸鉛、ナフテン酸鉛、鉛酸カルシウム、二塩基性亜硫酸鉛、二塩基性亜燐りん酸鉛、二塩基性ステアリン酸鉛、二塩基性フタル酸鉛、二酸化鉛、砒ひ酸鉛、ふっ化鉛、ほう酸鉛、ほうふっ化鉛、ホスホン酸水素鉛、メタンスルホン酸鉛、よう化鉛、硫酸鉛又は硫酸モリブデン酸クロム酸鉛を〇・一重量パーセント以上含む物</p> <p>ロ イに掲げる鉛化合物以外の鉛化合物を含む物</p> <p>ハ 条約附属書 のD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの</p>

ール、ニトロフェノール、ノニルフェノール、ノニルフェノールポリエトキシラート(エトキシ基の数が四から十二までのものに限る。)、ピクリン酸、ピナバクリル、フェノール、四 フェノキシフェノール、p tert ブチルフェノール、ニ フランカルボニル=クロリド、ヘブチル - [二・五 ジメチル 四 (二 メチルフェニルアゾ)]フェニルアゾ ニ ナフトール、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノールナトリウム塩、ポリオレフィンフェノールアミン(炭素数が二十八から二百五十までのものに限る。)、メジノテルブ又は硫化アルキルフェノールカルシウム塩(炭素数が八から四十までのものに限る。)を○・一重量パーセント以上含む物

ロ アゾイック染料、二 アミノ 四 クロロフェノール、アミノフェノール、クロロクレゾール、ジアゾジニトロフェノール、CPMC、ジニトロ o クレゾールアンモニウム塩、ジニトロ o クレゾールナトリウム塩、二・四 ジニトロ 六 シクロヘキシルフェノール、ジニトロフェノールのアルカリ金属塩類、二・四 ジニトロ 六 (一 メチルプロピル) フェノール、ジニトロレゾルシノール、DNCP、二・四・六 トリ(ジメチルアミノメチル)フェノール、トリニトロ m クレゾール、トリニトロレゾルシノール、 ナフトール、ピクリン酸アンモニウム、ヒドロキノ、p フェノールスルホン酸又はレゾルシノールを一重量パーセント以上含む物

ハ イ及びロに掲げるフェノール化合物以外のフェノール化合物を含む物

三十七 エーテルを含む物であって次に掲げるもの

イ o アニシジン、二 (二 アミノエトキシ)エタノール、二 [六 [四 [四 [六 アミノ 五 (二 カルボキシ ニトロフェニルアゾ) - ヒドロキシ 三 スルホ ニ ナフチルアゾ] 三 メトキシフェニル] ニ メトキシフェニルアゾ] ニ アニリノ 五 ヒドロキシ 七 スルホ - ナフチルアゾ] - 四 ベンゼンジスルホン酸=四ナトリウム塩、三 [六 [四 [四 [六 アミノ 五 (二 カルボキシ ニトロフェニルアゾ) - ヒドロキシ 三 スルホ ニ ナフチルアゾ] 三 メトキシフェニル] ニ メトキシフェニルアゾ] 四 ヒドロキシ 五 (p メチルフェニルスルホニルアミノ) ニ・七 ナフタレンジスルホン酸=三ナトリウム塩、二 アミノ 四・六 ジメトキシピリミジン、(六R・七R) 七 [(Z) ニ (二 アミノチアゾール 四 イル) ニ メトキシイミノアセトアミド] 三 [(五 メチル 二H テトラゾール ニ イル)メチル] 八 オキソ 五 チア - アザビシクロ[四・二・〇]オクタ ニ エン ニ カルボン酸=ピバロイルオキシメチル、五 アミノ 三 (二 フェノキシエトキシ) -H ピラゾール、五' アミノ ニ' メトキシ 四・四 ジメチル 三 オキソペンタンアニリド=硫酸塩、 [- [(アリルオキシ)メチル] ニ (ノニルフェノキシ)エチル] ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(重合度が一から百までのものに限る。)、アリルグリシジルエーテル、アルカリルポリエーテル(炭素数が九から二十までのものに限る。)、アルキルアリールポリエーテル(炭素数が九から二十までのものに限る。)、長鎖アルキルアリールポリエーテル(炭素数が十一から二十までのものに限る。)、エチレングリコールイソプロピルエーテル、エチレングリコールフェニルエーテル、エチレングリコールメチルブチルエーテル、エチレングリコールモノアクリレート、エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセタート、エチレングリコールモノブチルエーテル、エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート、エチレングリコールモノプロピルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテルアセタート、四 (二 エトキシエチル) ニ・三 キシリル=ニ・二 ジメトキシエチル=エーテル、N [- (エトキシカルボニル) 三 オキソ 三 フェニルプロピル]アラニン、三 エトキシプロピオン酸エチル、ニ・三 エポキシ - プロパノール、 ニ・三 エポキシプロポキシフェニル ヒドロポリ{ニ (二・三 エポキシプロポキシ)ベンジリデン ニ・三 エポキシプロポキシフェニレン}(重合度が一から七までのものに限る。)、四 (二・三 エポキシプロポキシ) ニ メチル - 二 ヒドロイソキノリン - オン、エンドタルナトリウム、カルボフラン、ニ・ニ' p キシリレン ビスオキシ(エチレン=p クロロフェニル=エーテル)、クマフリル、p クレシジン、p (二 クロロエチル)アニソール、四 クロロベンジル 四 エトキシフェニルエーテル、m クロロメチルアニソール、酢酸=ニ・三 エポキシプロピル、酢酸=ニ (二・三 エポキシプロピル) 六 メトキシフェニル、サフロール、一・二 酸化ブテン、酸化プロピレン、ジアニシジン、四・四 ジアミノジフェニルエーテル、ジイソブチルスズオキサイド、ジイソプロピルエーテル、ジエチルエーテル、ジエチレングリコールジブチルエーテル、ジエチレングリコールモノエチルエーテルアセタート、ジエチレングリコールモノブチルエーテルアセタート、ジエチレングリコールモノプロピルエーテル、ジエチレングリコールモノヘキシルエーテル、ジエチレングリコールモノメチルエーテル、ジエチレングリコールモノメチルエーテルアセタート、ジエポキシブタン、ジオキサカルブ、一・四 ジオキサソ、ジ(クロロイソプロピル)エーテル、ジ(クロロエチル)エーテル、一・二 ジクロロ - エトキシエタン、三・三' ジクロロ 四・四' ジアミノジフェニルエーテル、一・三 ジクロロ ニ メトキシ 五 ニトロベンゼン、ジナトリウム=六 (四 アミノ ニ・五 ジメトキシフェニルアゾ) 三 [四 (四 アミノ ニ スルホナトフェニルアゾ) ニ・五 ジメトキシフェニルアゾ] 四 ヒドロキシ ニ ナフタレンスルホナート、ジフェニルエーテル、ジプロピレングリコールモノブチルエーテル、ジプロピレングリコールモノメチルエーテル、ジペンチルエーテル、脂肪族アルコールポリエトキシラート(アルコールの炭素数が十二から十五までのものであって、エトキシ基の数が一から十一までのものに限る。)、脂肪族アルコールポリエトキシラート(アルコールの炭素数が十二から十五までのものであって、重合度が二十以上のものに限る。)、脂肪族アルコールポリエトキシラート(アルコールの炭素数が十三から十五までのものに限る。)、脂肪族アルコールポリエトキシラート(セコンダリアルアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって、エトキシ基の数が三から十二までのものに限る。)、三・四 ジメトキシベンゾイル=クロリド、スチレンオキサイド、石油エーテル、テトラヒドロフラン、テレフタル酸ビス(ニ・三 エポキシプロピル)、ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩、ドラゾキソロン、トリエチレングリコールモノエチルエーテル、トリエチレングリコールモノメチルエーテル、一・三・五 トリオキサソ、二・四・六 トリス(クロロメチル) - 一・三・五 トリオキサソ、三・三・三 トリフルオロ - 一・二 エポキシプロパン、トリプロピレングリコールモノメチルエーテル、トリメチロールプロパンポリエトキシラート、五 [N・N ビス(二 アセトキシエチル)アミノ] ニ (二 プロモ 四・六 ジニトロフェニルアゾ) 四 メトキシアセトアニリド、五' [n・n ビス[ニ (イソプトキシカルボニルオキシ)エチル]アミノ] 四' メトキシ ニ' (五 ニトロ ニ チアゾリルアゾ)アセトアニリド、一・六 ビス(ニ・三 エポキシプロポキシ)ナフタレン、四・四' ビス(ニ・三 エポキシプロポキシ)ピフェニル、一・一 ビス[p (二・三 エポキシプロポキシ)フェニル]エタン、一・一 ビス[p (三 クロロ ニ ヒドロキシプロポキシ)フェニル]エタン、ビス(クロロメチル)エーテル、四・六 ビス(ジフルオロメトキシ) ニ メチルチオピリミジン、ビス(トリブチルスズ)オキシド、ビス(ビニルスルホニルメチル)エーテル、ビスフェノールAジグリシジルエーテル、ビスフェノールFジグリシジルエーテル、一 ヒドロキシ N (二 ヒドロキシプロピル) 四 [ニ (四 ニトロフェノキシ)エトキシ] ニ ナフトアミド、二 ヒドロキシ 四 (メチルチオ)酪酸、ビニルイソブチルエーテル、ビニルエチルエーテル、フェニルグリシジルエーテル、三 フェニル 七 [四 (テトラヒドロフルフリルオキシ)フェニル] - 一・五 ジオキサ s インダセン ニ・六 ジオン、(RS) - (四 フェノキシフェノキシ) ニ プロパノール、フタル酸 ニ ヒドロキシエトキシエチル、ブチルグリシジルエーテル、二 tert ブチル 六 ニトロ 五 [p (一・一・三・三 テトラメチルブチル)フェノキシ]ベンゾオキサゾール、ブチルヒドロキシアニソール、tert ブチル=p ビニルフェニル=エーテル、 ブチロラクトン、プトキシル、ブルシン、フルフラール、フルフリルアルコール、 プロピオラクトン、プロピオン酸=ニ・三 エポキシプロピル、プロピレングリコールモノアルキルエーテル、プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート、プロポキシル、 - プロモ 四 (二・二 ジメトキシエトキシ) ニ・三 ジメチルベンゼン、ベンジルエーテル、ポリアルキレンオキシドポリオール、ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル(炭素数が一から六までのものであって、重合度が二から八までのものに限る。)、ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート(炭素数が一から六までのものであって、重合度が二から八までのものに限る。)、ポリエチレングリコールモノアルキルエーテル、メチルクロロメチルエーテル、メチル tert ブチルエーテル、 - メチル ニ モルホリノエチル=ニ モルホリノエチル=エーテル、四 メトキシ ニ・ニ'・四' トリメチルジフェニルアミン、 - (四 メトキシフェノキシ) ニ (二 メチルフェノキシ)エタン、モルホリン、レゾルシノールジグリシジルエーテル又はロテノン○・一重量パーセント以上含む物

ロ アセタール、アニソール、N アミノプロピルモルホリン、アリルエチルエーテル、エチルプロピルエーテル、エチレングリコールジエチルエーテル、エチレングリコールジグリシジルエーテル、エチレングリコールジメチルエーテル、三 エトキシプロピルアミン、一・二 エポキシ 三 エトキシプロパン、クロロエチルビニルエーテル、クロロメチルエチルエーテル、ジアリルエーテル、ジエチレングリコールジメチルエーテル、ジエチレングリコールモノブチルエーテル、ジ ニ エトキシエチルパーオキシジカーボネート、三・三 ジエトキシプロペン、ジエトキシメタン、一・三 ジオキサソ、ジオキサソラン、二・三 ジヒドロピラン、ジフェニルサルファイド、ジブチルエーテル、ジプロピルエーテル、ジメチルジエトキシシラン、ジメチルジオキサソ、ジ メトキシイソプロピルパーオキシジカーボネート、一・一 ジメトキシエタン、ジ メトキシブチルパーオキシジカーボネート、二・二 ジメトキシプロパン、テトラヒドロフルフリルアミン、トリグリコールジクロライド、トリニトロアニソール、トリニトロフェネトール、ニトロアニソール、ネオペンチルグリコールジグリシジルエーテル、フェネチジン、フェネトール、フェノキシエチルアクリレート、ブチルエチルエーテル、ブチルメチルエーテル、フラン、フルフリルアミン、フルフリルメルカプタン、二 プロモエチルエチルエーテル、ペンフラカルブ、メタクリル酸テトラヒドロフルフリル、メチラール、メチルテトラヒドロフラン、ニ メチルフラン、メチルプロピルエーテル、三 メチル 三 メトキシブタノール、N メチルモルホリン又は四 メトキシ 四 メチルペンタン ニ オンを一重量パーセント以上含む物

ハ イ及びロに掲げるエーテル以外のエーテルを含む物

三十八 ハロゲン化された有機溶剤を含む物であって次に掲げるもの

イ クロロプロパン、クロロプロペン、クロロベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、ジクロロエタン、ジクロロエチレン、ジクロロプロパン、ジクロロプロペン、ジクロロベンゼン、ジクロロメタン、ジプロモエタン、テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、テトラプロモエタン、テトラプロモメタン、トリクロロエタン、トリクロロエチレン、トリクロロトリフルオロエタン、一・二・三 トリクロロプロパン、一・二・四 トリクロロベンゼン又はペンタクロロエタンを○・一重量パーセント以上含む物

ロ 一・一 ジクロロ - ニトロエタン、一・四 ジクロロブタン、ジクロロペンタン又はプロモホルムを一重量パーセント以上含む物

ハ イ及びロに掲げる有機溶剤以外のハロゲン化された有機溶剤を含む物

二 条約附属書 のD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの

(1) 固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件(四塩化炭素、一・二 ジクロロエタン、一・一 ジクロロエチレン、一・三 ジクロロプロペン、ジクロロメタン、シス 一・二 ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・一 トリクロロエタン、一・一・二 トリクロロエタン又はトリクロロエチレンに係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(四塩化炭素、一・二 ジクロロエタン、一・一 ジクロロエチレン、一・三 ジクロロ

プロペン、ジクロロメタン、シス ー・ニ ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ー・ー・ー トリクロロエタン、ー・ー・ニ トリクロロエタン又はトリクロロエチレンに係るものに限る。)に該当する物

ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの

(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(四塩化炭素、ー・ニ ジクロロエタン、ー・ー ジクロロエチレン、ー・三 ジクロロプロペン、ジクロロメタン、シス ー・ニ ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ー・ー・ー トリクロロエタン、ー・ー・ニ トリクロロエタン又はトリクロロエチレンに係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(四塩化炭素、ー・ニ ジクロロエタン、ー・ー ジクロロエチレン、ー・三 ジクロロプロペン、ジクロロメタン、シス ー・ニ ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ー・ー・ー トリクロロエタン、ー・ー・ニ トリクロロエタン又はトリクロロエチレンに係るものに限る。)に適合しない物

三十九 有機溶剤(ハロゲン化されたものを除く。)を含む物であって次に掲げるもの

イ アクロレイン、アジピン酸ジイソノニル、アセトアルデヒド、アセト酢酸エチル、アセト酢酸メチル、アセトフェノン、アセトン、アニリン、アリルアルコール、アルキルベンゼン、安息香酸ベンジル、安息香酸メチル、イソamilアルコール、イソオクタノール、イソオクタン、イソノニルアルコール、イソブタノール、イソブチルアミン、イソブチルメチルケトン、イソプロピルアミン、イソプロピルアルコール、イソプロピルシクロヘキサノール、イソプロピルトルエン、イソプロピルメチルケトン、イソペンタン、イソペンテン、イソ酪酸、エタノールアミン、エチルアニリン、エチルアミン、エチルシクロヘキサノール、N エチルシクロヘキシルアミン、ニ エチルブタノール、N エチルブチルアミン、エチルブチルケトン、ニ エチル 三 プロピルアクロレイン、エチルプロピルケトン、ニ エチルヘキサノール、ニ エチルヘキシルアミン、エチルベンチルケトン、エチルメチルケトン、エチレングリコール、エチレングリコールジアセタート、エチレンジアミン、オクタノール、オクタン、オクテン、ギ酸、ギ酸イソブチル、ギ酸ブチル、ギ酸メチル、キノリン、グリオキサール、クロトンアルデヒド、コハク酸ジメチル、酢酸、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソペンチル、酢酸エチル、酢酸ニ エチルブチル、酢酸オクチル、酢酸シクロヘキシル、酢酸デシル、酢酸ノニル、酢酸ビニル、酢酸ニ フェニルエチル、酢酸ブチル、酢酸 sec ブチル、酢酸プロピル、酢酸ヘキシル、酢酸 sec ヘキシル、酢酸ヘブチル、酢酸ベンジル、酢酸ペンチル、酢酸 sec ペンチル、酢酸メチル、酢酸メチルペンチル、酸化メシチル、ジイソブチルアミン、ジイソブチルケトン、ジイソプロパノールアミン、ジイソプロピルアミン、N・N ジエチルアニリン、ジエチルアミノエタノール、ジエチルアミン、ジエチレントリアミン、シクロヘキサノール、シクロヘキサノール、シクロヘキサノール、シクロヘキシルアミン、シクロヘプタン、シクロペンタン、シクロペンテン、ジシクロヘキシルアミン、ジブチルアミン、ジプロピルアミン、ジペンテン、N・N ジメチルアセトアミド、N・N ジメチルアニリン、ジメチルアミノアゾベンゼン、ニ ジメチルアミノエタノール、ニ・六 ジメチル 四 ヘプタノール、N・N ジメチルホルムアミド、ショウ脳油、ステレン、ステアリン酸ブチル、スルホラン、石油ナフサ、石油ベンジン、セバシン酸ジメチル、ソルベントナフサ、炭酸ジエチル、炭酸ジメチル、デカノール、デセン、テトラエチレンペンタミン、テトラヒドロナフタレン、テレピン、ドデカノール、一 ドデシルアミン、トリエタノールアミン、トリエチルアミン、トリエチレントトラミン、トリブチルアミン、トリプロピルアミン、トルイジン、ナフタレン、ニトロエタン、ニトロキシレン、o ニトロトルエン、ニトロプロパン、ニトロベンゼン、ニトロメタン、乳酸エチル、乳酸ブチル、二硫化炭素、ノナノール、ノナン、ノネン、パラアルデヒド、パルミチン酸メチル、バレアルデヒド、ピコリン、四 ヒドロキシ 四 メチル ニ ペンタノン、ピネン、ピリジン、フェニルエチルアルコール、一 フェニル ー キシリルエタン、ブタノール、ニ ブタノール、フタル酸ジアルキル、フタル酸ビス(ジエチレングリコール)、フタル酸ブチルベンジル、ブタンジオール、ブチルアミン、sec ブチルアミン、tert ブチルアミン、ブチルアルデヒド、ー・三 プロパンスルトン、プロピオンアルデヒド、プロピオン酸、プロピオン酸アミル、プロピオン酸エチル、プロピオン酸ブチル、プロピオン酸 n ペンチル、プロピオン酸メチル、プロピルアミン、ヘキサノール、ヘキサノール、ヘキセン、ヘプタノール、ヘプタン、ヘプテン、ベンジルアルコール、ベンゼン、ー・三 ペンタジエン、ペンタノール、ペンタン、ペンテン、ホルムアミド、ホワイトスピリッツ、マレイン酸ジブチル、ミリスチン酸メチル、メタノール、メタリルアルコール、メチルアミン、七 メチル ー・六 オクタジエン、N メチル N・N ジエタノールアミン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロペンタン、一 メチルナフタレン、メチルブチノール、メチルブチルケトン、メチルブテノール、ニ メチルヘキサノール、五 メチルヘキサノール 二 オン、メチルヘキシルケトン、メチルヘブチルケトン、メチルペンタノール、ニ メチルペンタン、メチルペンチルケトン、ニ メチル ー ペンテン、四 メチル ー ペンテン、モノ酢酸エチレングリコール、ラウリン酸メチル、酪酸、酪酸エチル、酪酸ビニル、酪酸ブチル、酪酸メチル、リグロイン、硫化ジメチル、硫酸ジエチル又は硫酸ジメチルを〇・一重量パーセント以上含む物

ロ アリルアミン、イソ吉草酸メチル、イソプロペニルメチルケトン、イソ酪酸イソブチル、イソ酪酸イソプロピル、イソ酪酸エチル、ウンデカン、エチルアルコール、N エチルトルイジン、ギ酸アリル、ギ酸エチル、ギ酸プロピル、ギ酸ペンチル、酢酸アリル、酢酸イソプロペニル、酢酸 tert ブチル、ジアリルアミン、ジイソプロピルケトン、ジエチルケトン、ジエチレングリコール、シクロヘキセン、シクロヘプテン、シクロペンタノール、シクロペンタノン、ジプロピルケトン、ジメチルシクロヘキサノール、ジメチルスルホキサイド、ニ・三 ジメチルブタン、一・三 ジメチルブチルアミン、セバシン酸ジオクチル、セバシン酸ジブチル、チオフェン、デカン、テトラヒドロチオフェン、テルピノレン、トリアリルアミン、トリエチレングリコール、乳酸メチル、二硫化ジメチル、三 ヒドロキシブタン ニ オン、ピニルトルエン、ピペリジン、三 ブタノール、ブチルメルカプタン、一・四 ブチンジオール、プロパノール、プロピオン酸イソブチル、プロピオン酸イソプロピル、プロピレンカーボネート、プロピレンジアミン、ヘキシレングリコール、ペンタメチルヘプタン、ニ・四 ペンタンジオン、ほう酸トリエチル、ほう酸トリエチル、ほう酸トリメチル、無水酪酸、N メチルアニリン、ニ メチルシクロヘキサノール、メチルビニルケトン、N メチルピペリジン、メチルプロピルケトン、酪酸イソプロピル、酪酸イソペンチル又は酪酸ペンチルを一重量パーセント以上含む物

ハ イ及びロに掲げる有機溶剤以外の有機溶剤(ハロゲン化されたものを除く。)を含む物

ニ 条約附属書 のD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの

(1) 固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件(ベンゼンに係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(ベンゼンに係るものに限る。)に該当する物

ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの

(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(ベンゼンに係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(ベンゼンに係るものに限る。)に適合しない物

四十 ポリ塩化ジベンゾフラン類又はポリ塩化ジベンゾ パラ ジオキシン類を二・三・七・八 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシン当量濃度で〇・〇一ppm以上含む物(ポリ塩化ジベンゾフラン類及びポリ塩化ジベンゾ パラ ジオキシン類の二・三・七・八 ポリ塩化ジベンゾ パラ ジオキシン当量濃度は、経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める命令(平成五年総理府令、厚生省令、通商産業省令第二号)別表第一の備考により算出するものとする。)

四十一 有機ハロゲン化合物(他の号に掲げるものを除く。)を含む物であって次に掲げるもの

イ ー (アセチルアミノ) 四 プロモアントラキノン、アトラジン、三 アミジノチオ ニ クロロプロピオン酸メチル=塩酸塩、ニ アミノ ニ' クロロ 五 ニトロベンゾフェノン、(六R・七R) 七 アミノ 三 クロロメチル 八 オキソ 五 チア ー アザビシクロ(四・二・〇)オクタ ニ エン ニ カルボン酸=四 メトキシベンジル、(ニR) ー (六 アミノ ニ・三 ジフルオロフェノキシ) ニ プロパノール、ニ アミノ 三・五 ジプロモチオベンズアミド、一 アミノ 四 プロモ 九・十 ジオキソ ニ アントラセンスルホン酸、アラクロール、アリドクロール、アルドリン、イソドリン、イマザリル、エチル 三・五 ジクロロ 四 ヒドロキシベンゾアート、エチル 三・五 ジクロロ 四 ヘキサデシルオキシカルボニルオキシベンゾアート、エチレングリコヒドリン、Nニ [(S) ー (エトキシカルボニル) 三 オキソ 三 フェニルプロピル] Nニ トリフルオロアセチル L リジン、エピクロロヒドリン、塩化アセチル、塩化アニソール、塩化アリル、塩化コリン、塩化パラフィン(炭素数が十から十三までのものに限る。)、塩化ベンジリデン、塩化ベンジル、塩化ベンゾイル、エンドリン、カプタホル、カンフェクロール、クマクロール、クリミジン、クローラール、クロールジメホルム、クロールデン、クローレンド酸、クローアセトアルデヒド、クローアセトン、クローアニリン、四 クロロ ニ アミノトルエン塩酸塩、四 クロロ 三 エチル ー メチル 五 ピラゾールカルボニル=クロリド、一 クロロオクタン、クロロギ酸 ー クロロエチルエステル、一 クロロ 三 (四 クロロフェニル)ヒドラゾノ ニ プロパノン、クロロ酢酸、クロロジニトロベンゼン、四 クロロ ー・ニ ジヒドロ 三H ニa アザアセナフチレン 三 オン、三 クロロ ー・ニ ジプロモプロパン、一 クロロ 三・三 ジメチル ニ ブタノン、クロロチオギ酸エチル、ニ クロロ 五 トリフルオロメチルニトロベンゼン、クロロトルイジン、クロロトルエン、ニ クロロニコチン酸、クロロニトロアニリン、四 クロロ ニ ニトロトルエン、N (ニ クロロ 三 ニトロ 六 ピリジル)アセトアミド、四 (ニ クロロ 四 ニトロフェニルアゾ) N (ニ シアノエチル) N フェネチルアニリン、クロロニトロベンゼン、クロロピクリン、クロロヒドリン、一 [(六' クロロ 三' ピリジル)メチル]イミダゾリジン ニ (N ニトロ)イミン、クロロファシノン、四 (p クロロフェニル)シクロヘキサノールカルボン酸、四 クロロ ー・三 フェニレンジアミン、四 クロロ o フェニレンジアミン、三 クロロ ニ フルオロニトロベンゼン、三 クロロ 四 フルオロニトロベンゼン、クロロブレン、ニ クロロプロピオン酸、三 クロロプロピオン酸、一 クロロヘキサノール、一 クロロヘプタン、p クロロベンジルクロライド、p クロロベンゾトリクロライド、一 クロロ ニ ペンチン、ニ クロロホルミル ー ピロリジンカルボン酸ベンジル、クロロメチル=p トリル=ケトン、ニ (四 クロロメチル 四 ヒドロキシ ニ チアゾリン ニ イル)グアニジン=塩酸塩、ニ [(クロロメチル)フェニル]プロピオン酸メチル、(ニS) 三 クロロ ニ メチルプロピオニル=クロリド、(ニS) 三 クロロ ニ メチルプロピオン酸、一 クロロメチル ーH ベンゾトリアゾール 五 カルボン酸メチル、(Z) 四 クロロ ニ (メトキシカルボニルメトキシイミノ) 三 オキソ酪酸、ニ クロロ酪酸、ケボン、ケレバン、酢酸=一クロロホルミル ー メチルエチル、酢酸=一プロモホルミル ー メチルエチル、三塩化ベンジリジン、三・五 ジアミノクロロベンゼン、ジアレート、四塩化珪けい素、ジグリコールクロロヒドリン、シクロヘキセニルトリクロロシラン、三・四 ジクロロアニリン、四・五 ジクロロ ニ オクチルイソチアゾール 三 オン、ジクロロ酢酸、ジクロロ酢酸メチル、三・三' ジクロロ 四・四' ジアミノジフェニルメタン、三・五 ジクロロ 四 (一・一・二・二 テトラフルオロエトキシ)アニリン、一・四 ジクロロ ニ トリクロロシリル ニ プテン、ニ・四 ジクロロ 五 トリフルオロメチルニトロベンゼン、一・四 ジクロロ ニ ニトロベンゼン、ニ・四 ジクロロ ー ニトロベンゼン、ニ・二' ジクロロ 五 ニトロベンゾフェノン、ニ・三 ジクロロピラジン、ニ・四 ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩、ニ・四 ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩、ニ・四 ジクロロフェノキシ酢酸トリエチルプロパノールアミン塩、ニ・四 ジクロロ 三 フル

オロニトロベンゼン、一・三 ジクロロ 四 フルオロベンゼン、二・三 ジクロロ 一 プロパノール、二・二 ジクロロプロピオン酸、二・三 ジクロロプロピオン酸メチル、ジクロロプロモメタン、一・六 ジクロロヘキサン、二・六 ジクロロ 三 ベルクロロメチルトルエン、四・五 ジクロロ 二 ベルクロロメチルトルエン、ジクロロベンジジン、二・三 ジクロロベンズアルデヒド、二・二 ジクロロ 三 ペンタノン、二・四 ジクロロ 三 ペンタノン、二・六 ジフルオロアニリン、三・四 ジフルオロニトロベンゼン、一・二 ジブromoエチレン、二' (二・六 ジブromo 四 ニトロフェニルアゾ) 五' ジエチルアミノアセトアニリド、二・三 ジブromoプロピオン酸、ジブromoメタン、シマジン、臭化アセチル、臭化アリル、スルファレート、炭酸=シクロヘキシル=一 ヨードエチル、DDT、二・四 DB、ディルドリン、二・二・六・六 テトラクロロシクロヘキサン、二・二'・四・四' テトラクロロベンゾフェノン、テトラナトリウム=三' (一・五 ジスルホナート 二 ナフチルアゾ) 五' {六 フルオロ 四 {三 [二 (ビニルスルホニル)エチルカルバモイル] アニリノ} 一・三・五 トリアジン 二 イルアミノ} 四' ヒドロキシ 二'・七' ナフタレンジスルホナート、テトラヒドロ 五・五 ジメチル 二(一H) ピリミジノン [p (トリフルオロメチル) [p (トリフルオロメチル)スチリル] シンナミリデン] ヒドラゾン、二・二・三・三 テトラフルオロオキサセタン、デューロン、テロドリン、トキサフェン、トリアジメホン、トリクロロアセチルクロライド、二・二・六 トリクロロ 六 (一 クロロイソブチル)シクロヘキサノン、トリクロロ酢酸、二・四・六 トリクロロ 一・三・五 トリアジン、二・二・三 トリクロロ 三 フェニル 一・一 プロパンジオール、二・四・五 トリクロロフェノキシ酢酸、トリクロロブテン、トリクロロメタンスルフェニルクロライド、二 トリクロロメチル 五 (四 ヒドロキシル) 一・三・四 オキサジアゾール、トリフルオロ酢酸ナトリウム、二・三・四 トリフルオロニトロベンゼン、トリフルオロメタンスルホニル=フルオリド、トリフルオロメチルニトロベンゼン、トリメチルアセチルクロライド、トリメチルクロロシラン、ナトリウム=四 (二・四 ジクロロ m トルオイル) 一・三 ジメチルピラゾール 五 オラート、ニトロフェン、パラコート、五' [ビス(二 アセトキシエチル)アミノ] 二' (二 クロロ 四 ニトロフェニルアゾ)アセトアニリド、四 (p ビス(二 クロロエチル)アミノフェニル)酪酸、ビス[三・四・六 トリクロロ 二 (ペンチルオキシカルボニル)フェニル]=オキサラート、ピバル酸ヨードメチル、二 tert ブチル 五 クロロ 六 ニトロベンゾオキサゾール、o 三 tert ブチルフェニル クロロチオホルメート、プロピレンクロロヒドリン、四 プロモ 三 オキソブチロアニリド、一 プロモ 二 クロロエタン、プロモ酢酸、プロモ酢酸エチル、二 (四 プロモジフルオロメトキシフェニル) 二 メチルプロピル=三 フェノキシベンジル=エーテル、二 プロモ 二 ニトロプロパン 一・三 ジオール、三 プロモプロピオン酸、三 プロモプロピオン酸エチル、(E) 三 [p (プロモメチル)フェニル]アクリル酸、(E) 三 [p (プロモメチル)フェニル]アクリル酸エチル、三 プロモ 二 メチルプロピオン酸、一 プロモ 二 メチル プロペン、四 プロモ 二 メトキシイミノ 三 オキソブチル=クロリド、ヘキサクロロシクロヘキサン、ヘキサクロロブタジエン、ヘキサクロロベンゼン、ヘプタクロル、ペルフルオロプロボキシ 一・一・二 トリフルオロエチレン、四' ベンジルオキシ 三' ニトロ 二 プロモアセトフェノン、一 ベンジル 二 (クロロメチル)イミダゾール=塩酸塩、ベンゾエピン、N [(ベンゾb)フラン ニイル]アクリロイル N トリクロロアセトヒドラジド、ペンタクロロナフタレン、ペンタフルオロヨードエタン、マイレックス、メタンスルホニルクロリド、二 メチル 四 クロロフェノキシ酢酸、メチルトリクロロシラン、二 メチル 三 トリフルオロメチルアニリン、メチルフェニルジクロロシラン、メトラクロール、二 メルカプトベンゾチアゾール、モノフルオロ酢酸アミド、よう化アセチル、よう化アリル、よう化メチル又は三 ヨードプロピオン酸を〇・一重量パーセント以上含む物

ロ IPC、エクロメゾール、エチクロゼート、エピブromoヒドリン、MCP、塩化イソブチリル、塩化ブチリル、塩化プロピオニル、塩化ベンチル、塩化クロルフェナミジン、オキサジアゾン、カーバノレート、クロルフェナミジン、クロルフルアズロン、クロルメコート、クロロアセトニトリル、クロロアセトフェノン、p クロロ o アニシジン、クロロギ酸アリルエステル、クロロギ酸イソブチルエステル、クロロギ酸イソプロピルエステル、クロロギ酸エチルエステル、クロロギ酸二 エチルヘキシルエステル、クロロギ酸二 エトキシエチルエステル、クロロギ酸クロロメチルエステル、クロロギ酸シクロブチルエステル、クロロギ酸フェニルエステル、クロロギ酸ブチルエステル、クロロギ酸 sec ブチルエステル、クロロギ酸 tert ブチルシクロヘキシルエステル、クロロギ酸 二 ブトキシエチルエステル、クロロギ酸プロピルエステル、クロロギ酸ベンジルエステル、クロロギ酸メチルエステル、クロロ酢酸イソプロピル、クロロ酢酸エチル、クロロ酢酸ナトリウム、クロロ酢酸ビニル、クロロ酢酸メチル、一 クロロ 一・二 ジブromoエタン、二 クロロピリジン、クロロブタン、三 クロロ 一 プロパノール、三 クロロ 一・二 プロパンジオール、二 クロロプロピオン酸イソプロピル、二 クロロプロピオン酸エチル、二 クロロプロピオン酸メチル、一 クロロ 三 プロモプロパン、クロロベンジレート、p クロロベンゾイルクロライド、クロロベンゾトリフルオリド、ケルセン、ジアリルクロレンデート、CNP、ジクロルジニトロメタン、ジクロルブチン、一・三 ジクロロアセトン、二・五 ジクロロアニリン、三・五 ジクロロアニリン、ジクロロエチルホルマール、ジクワット、ジブromoクロロプロパン、一・二 ジブromo 三 ブタノン、m ジブromoベンゼン、臭化アセトン、臭化イソプロピル、臭化エチル、臭化キシリル、臭化ジフェニルメチル、臭化フェナシル、臭化ブチル、臭化 sec ブチル、臭化ベンジル、チオクロルメチル、一・一・二・二 テトラクロルニトロエタン、二・三・五・六 テトラフルオロ 四 メチルベンジル=(Z) (一RS・三RS) 三(二 クロロ 三・三・三 トリフルオロ 一 プロベニル) 二・二 ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、トリクロルニトロエチレン、トリクロロ酢酸メチル、二・四・五 トリクロロフェノキシ酢酸ブトキシエチルエステル、二・四・五 トリクロロフェノキシ酢酸メトキシエチルエステル、トリニトロクロロベンゼン、トリニトロフルオレノン、トリフルオロ酢酸、トリフルオロメタンスルホン酸、二 トリフルオロメチルアニリン、三 トリフルオロメチルアニリン、トリホリン、ニトロプロモベンゼン、バレリルクロライド、ハロフギノン、BAB、フェニソプロモレート、N (四 t ブチルベンジル) 四 クロロ 三 エチル 一 メチルピラゾール 五 カルボキサミド、フルオロアニリン、フルオロ酢酸、フルオロトルエン、フルオロベンゼン、フルスルファミド、プロモ酢酸メチル、三 プロモプロピン、プロモベンゼン、二 プロモペンタン、一 プロモ 三 メチルブタン、プロモメチルプロパン、ヘキサクロロアセトン、ヘキサクロロシクロペンタジエン、ヘキサクロロフェン、ヘキシチアゾクス、ベルメトリン、ベンゾトリフルオリド、ベンゾメート、ペンチルトリクロロシラン、メチルアリルクロライド、メチルプロモアセトン、モノフルオロ酢酸ナトリウム、モノフルオロ酢酸パラブromoアニリド、モノフルオロ酢酸パラブromoベンジルアミド、よう化ブチル、よう化ベンジル、二 ヨードブタン、ヨードプロパン、ヨードメチルプロパン又は六ふっ化アセトンを一重量パーセント以上含む物

- ハ PCT、PCB又はPBBを五十ppm以上含む物
 ニ イ、ロ及びハに掲げる有機ハロゲン化合物以外の有機ハロゲン化合物(他の号に掲げるものを除く。)を含む物
 ホ 条約附属書 のD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入されるものであって次に掲げるもの
 (1) 固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件(シマジン、チオベンカルブ又はPCBに係るものに限る。)に適合しない物
 (2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(シマジン、チオベンカルブ又はPCBに係るものに限る。)に該当する物
 ヘ ホに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの
 (1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(シマジン、チオベンカルブ又はPCBに係るものに限る。)に適合しない物
 (2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(シマジン、チオベンカルブ又はPCBに係るものに限る。)に適合しない物

備考
 この表に掲げる物には、第六号から第十一号まで、第十四号、第十五号、第十六号、第十七号ロ、第十八号ロ、第十九号ロ、第二十号ロ及びハ、第二十一号ロ及びハ、第二十二号ロ、第二十三号ロ及びハ、第二十四号ロ、第二十五号ロ及びハ、第二十六号イ及びロ、第二十七号ロ及びハ、第二十八号ロ及びハ、第二十九号ロ、第三十号ロ及びハ、第三十一号ロ及びハ、第三十四号ロ及びハ、第三十五号ロ及びハ、第三十六号ロ及びハ、第三十七号ロ及びハ、第三十八号ロ及びハ、第三十九号ロ及びハ並びに第四十一号ロ及びハに掲げる物であって、別表第四の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないものとする。

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令・別表第三 (一部抜粋)
 (昭和四十八年二月二十七日 総理府令第五号)

	第一欄	第二欄
一	アルキル水銀化合物 水銀又はその化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。 検液一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム以下
二	カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム以下
三	鉛又はその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム以下
五	六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下
六	砒素又はその化合物	検液一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム以下
七	シアン化合物	シアン化合物につき検出されないこと。

OECD 加盟国一覧

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、大韓民国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス

アメリカはバーゼル条約に加盟していませんが、リサイクル目的の場合、OECD 理事会決定に従って輸出入することができます。

OECD 加盟国での輸出入の判断基準

別表第一 (規制対象となる物)

一	条約附属書 及び に掲げる物 (次に掲げる物を除く。) 一 条約附属書 の A1180 に掲げる物 二 条約附属書 の A2060 に掲げる物	
二	金属を含む物であって次に掲げるもの 一 灰、残渣、スラグ、ドロス、スキミング、スケール、ダスト、粉、汚泥及びケーキ (以下、「灰等」という。) であって鉄鋼の製造に伴い生ずるもの (別表第二に掲げるものを除く。) 二 バナジウム又はバナジウム化合物を含む灰等 三 マグネシウムのくず (可燃性若しくは自然発火性のもの又は水と作用して引火性のガスを発生するものに限る。)	AA010 AA060 AA190
三	無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの 一 金属の表面処理 (シアン化合物を使用する場合を除く。) に伴い生ずる物 二 鋳物砂 三 無機ハロゲン化合物 四 プラスト砂 五 排煙脱硫石こう (精製されていないものに限る。)	AB030 AB070 AB120 AB130 AB150
四	有機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの 一 アスファルト (別表第二に掲げるものを除く。) 二 水圧液体 三 ブレーキ用液体 四 不凍液 五 クロロフルオロカーボン類 六 ハロン類 七 コルク及び木材であって化学処理されたもの 八 界面活性剤 九 豚のふん尿 十 下水汚泥	AC020 AC060 AC070 AC080 AC150 AC160 AC170 AC250 AC260 AC270
五	無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの 一 複写用又は写真用の化学品又は材料の製造、調合又は使用に伴い生ずる物 二 プラスチックの表面処理 (シアン化合物を使用する場合を除く。) から生ずる物 三 イオン交換樹脂 四 污水处理施設のろ材として使用された物 (人工的に合成されたものを除く。)	AD090 AD100 AD120 AD150
六	セラミックファイバー (性状が石綿に類似したものに限る。)	RB020
備考	二から六までの項の下欄に掲げるものは、理事会決定附属書 4 の番号である。	

別表第二 (規制対象とならない物)

一	条約附属書 に掲げる物(次に掲げる物を除く。) 一 条約附属書 の B1100 に掲げる物(銅の処理又は製錬を更に行うための工程から生ずるスラグに限る。) 二 条約附属書 の B1110 に掲げる物 三 条約附属書 の B2050 に掲げる物	
二	クロム(合金であるものを含む。)のくず	GA300
三	貴金属又は銅の高度製錬に伴い生ずるスラグであって金属を含むもの	GB040
四	金属を含む物であって次に掲げるもの 一 金属のみから成る電気部品 二 プリント配線基盤、電子部品、電線その他の電子スクラップ及び規格外の電子部品であって卑金属又は貴金属の回収に適したのもの 三 解体される船舶及び海上浮体構造物(貨物及び船舶の運行に伴い生ずる物を除去したものに限る。) 四 廃自動車(液体の物を除去したものに限る。) 五 使用済みの流動触媒(液体を除く。)(例えば、酸化アルミニウム、ゼオライト) 六 飛散性を有する金属のくずであって次に掲げるもの イ モリブデン(合金である物を含む。)のくず ロ タングステン(合金である物を含む。)のくず ハ タantal(合金である物を含む。)のくず ニ チタン(合金である物を含む。)のくず ホ ニオブ(合金である物を含む。)のくず ヘ レニウム(合金である物を含む。)のくず	GC010 GC020 GC030 GC040 GC050 GC090 GC100 GC110 GC120 GC130 GC140
五	グラスファイバー(別表第一に掲げるものを除く。)	GE020
六	成形後焼成されている陶磁器のくず(セラミック製の容器を含み、使用前であるか否かを問わない。)	GF010
七	無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの 一 燃え殻及びスラグタップから排出されるスラグ(石炭火力発電所から生ずるものに限る。) 二 石炭火力発電所から生ずる飛灰 三 道路の建設又は修繕に伴い生ずるアスファルトであって、タールを含まないもの	GG030 GG040 GG160
八	塩化ビニルの重合体のくず	GH013
九	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	GJ140
十	食品加工業において生ずる動物性又は植物性の食用油脂(例えば、揚げ油)	GM140
十一	なめし処理、皮革加工又は皮革利用から生ずる物であって次に掲げるもの 一 豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他のブラシ製造用の獣毛のくず 二 馬毛のくず(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるか否かを問わない。) 三 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分(加工していないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるか否かを問わない。)並びに鳥の綿毛(加工していないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。)	GN010 GN020 GN030
備考 1 一の項に掲げる物のうち、条約附属書 の B1020 中「塊状のもの」とあるのは「塊状のもの(飛散性を有しない金属のくずを含む。)」と、B3010 中「次のいずれかのふっ化重化合物」とあるのは「ふっ化エチレン重化合物及び共重化合物(PTFE)その他次のいずれかのふっ化重化合物」と読み替えるものとする。 2 二の項、五の項及び六の項に掲げる物については飛散性を有するものを除く。 3 二から十一までの項の下欄に掲げる物は、理事会決定附属書 3 の番号である。 4 この表に掲げる物には、条約附属書 に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、条約附属書 に掲げる特性を有することとなった物を含まないものとする。		

